

奈良県立
民俗博物館研究紀要

第 16 号

1999.3

奈良県立民俗博物館

奈良県立
民俗博物館研究紀要

第 16 号

目 次

- 江戸幕府撰大和国絵図の現存状況と管見した図の性格について
磯永 和貴 (1)
-
- 特別陳列「江戸幕府撰元禄十二年大和国絵図」について
—その展示と写真収録—
大宮 守人 (15)
-
- 奈良盆地の残存川舟について
大宮 守人 (23)
-
- 中世説話集に現われた鬼の群像
—鬼の究明のための基礎作業によせて— (その二)
奥野 義雄 (31)
-

江戸幕府撰大和国絵図の現存状況と 管見した図の性格について

磯 永和 貴

宇治市歴史資料館館員

はじめに

近年、江戸幕府撰国絵図の研究が著しく進展し、その資料的価値が認められ文化財に指定されたり展示されるようになってきた^{註①}。しかし、国絵図は大型でかつ貴重なために閲覧や展示が困難な場合が多く、未だ各地には重要な国絵図が眠ったままの場合も少なくない^{註②}。従って、これらの国絵図を発見し、その性格や記載内容の検討が求められる^{註③}。

我国の重要地域の一つである大和国では、奈良県立奈良図書館所蔵の元禄12（1699）年の国絵図（以下、元禄図/別掲写真）と同館の带状に9分割された国絵図（以下、分割図）が研究者に早くから知られていた。その後、内閣文庫の献上された元禄・天保大和国絵図の存在が確認された^{註④}。ついで、東京大学史料編纂所の調査^{註⑤}によって名古屋市蓬左文庫に正保国絵図（以下、蓬左本）が発見され、川村博忠によって新発田市立図書館にも蓬左本と同じ内容を持つ図（以下、新発田本）が所蔵されていることが判った^{註⑥}。また、筆者も近畿地方に現存する国絵図の所在を触れる中で大和国絵図についても簡略な報告を行なった^{註⑦}。さらに、小田匡保は上記の図に加え、これまで知られなかった奈良女子大学所蔵の国絵図（以下、女子大本）を発見して元禄図や分割図とともに性格を点検し、大峰山の地理的知識の伝播に寄与した享保版『大和国細見図』（以下、細見図）との記載内容を比較した。その結果、女子大本は正保国絵図であり、同本と記載内容の異なる元禄図が細見図へ影響を与えたとされ、その後さらに修正を加えられた^{註⑧}。また、期を同じくして、元禄図が初めて奈良県立民俗博物館の展示で一般に公開され広く注目を受けることとなった。

このようにして漸く幕府撰大和国絵図と関係資料の所在をほぼ確認できるようになり、その一部については検討が行なわれた。そこで小論では、これまで発見できた江戸幕府撰大和国絵図と関係資料の現存状況と管見した図の性格を明らかにするものである。

1. 江戸幕府撰国絵図の概要

大和国絵図を検討する前に、江戸幕府撰国絵図の概要について今までの研究成果^{註⑨}によりながら簡単に触れておく必要があるように思われる（第1表参照）。

江戸幕府撰国絵図とは、慶長を初回に（寛永）、正保、元禄、天保に幕府の示した基準に基づき大名などが作成して献上した国絵図の総称である。また、国絵図を基に幕府は日本図を編集した。

なお、寛永を括弧に入れたのは、他の国絵図と性格が違うからである。

第1表 江戸幕府撰国絵図の特徴

	慶 長	正 保	元 禄	天 保
期 間	慶長9年(1604)~?	正保元年(1644)~? (明暦大火消失し再提出)	元禄10(1697)~15年	天保2(1831)~10年 5年までに郷帳提出
将 軍	家康・秀忠	家光	綱吉	家斉・家慶
幕府統治者	西尾吉次・津田秀政(姿者番) 牧長勝。犬塚忠次(使番)	井上政重(大目付) 宮城和甫(大目付)	井上政岑(寺社奉行→若年寄) 大目付・三奉行	勘定奉行、同組頭、御勘定、同吟 味役、同吟味改役
各国担当者	国奉行、国持ち大名	八人衆、国奉行、代官・御国奉行、 大名(絵図元の決定)	関東五力国、河内、飛騨、佐渡は 幕府自ら、それ以外大名	各領主が直接絵図を訂正して 提出(絵図掛)
時代背景	関ヶ原の戦の直後で未だ江戸 幕府の草創期であり政情不安、 武家社会の秩序混沌	幕府権力の確立期、島原の乱や 鎖国、明の滅亡に伴う対外関係 悪化、寛永飢饉による農村の変化、 鎖国の完成、大名の改易	江戸幕府の完成と安定期 武家社会の構造的な安定 幕府(将軍)の権力の強大化	幕府権力の衰退 財政困難と外国の脅威 外様大名の権力拡大
目 的	軍事的に優位にたつ、中央政権 としての幕府の権力を示す、表 高の決定	より軍事に役に立ち経済活動も 把握、農村の生産の実体、小物 成高、藩領の把握	国郡制を復活して藩を否定し、 国家としての幕府権力を確立さ せる。寛文朱印留による石高	幕府の権威を高める 実高記載による農村経済の把握
編纂の概略	国奉行による強行的な徴収	各藩や領主の領分絵図や領分 郷帳を合成して一國絵図を完成、 国元で清書	正保国絵図を基に訂正、国郡境 を糾し、延喜式の郡名復活、江 戸にて清書(狩野派)	元禄国絵図の訂正、絵図元は訂 正だけで幕府が清書 郷帳が先で絵図が後
記載内容の 特 徴	石高記載ではない国もある 中世の郡名を採用、郡境がない 城郭を鳥瞰風に描く 村形が円形で本村と枝村を結ぶ 一國記載が守られていない 国・郡境争論そのまま 藩領記載の重視 道路は主要道のみ記載(里) 海路の記載は基本的にない	石高記載に統一 郡境が記載、問題箇所そのまま 城郭四角、古城の記載 本村、枝村、端村の記載 一國は遵守、問題箇所そのまま 国・郡境争論そのまま 藩領記載の重視(相給) 大道・中道・小道設定、一里山(里 町間)、渡河点、難所 航路記載、距離、港の状況、遠見 番所の記載 早損・水損、はえ山・芝山、村有 林野の記載	石余とする 延喜式郡名に完全復活 古城の記載減少 30軒に満たない枝村を格下げ 一國と問題箇所の解決 国・郡境争論解決 藩領記載なし 道路距離の省略 航路のみで港の記載なし 遠見番所は正保を踏襲 早損以下は一切を払拭	実高を求めたが不統一 元禄を踏襲 居城の記載のみ 新田村の記載 元禄を踏襲 元禄を踏襲 元禄をより省略 元禄をより省略 元禄を踏襲 元禄を踏襲
添 物	御前帳	郷帳・道帳・城絵図	郷帳・道帳・国境線絵図	郷帳

東洋の政治的な慣習として、地方領主が秘密にしておきたい自らの領土を描いた地図を中央政権に献上する儀礼が古くから行なわれてきた。これによって、中央政権は軍事的に優位に立って政治・経済政策を実施し、一方で各領主には一定の支配権を与えた。

こうした政治的行為を引き継いだ江戸幕府は、各時期の軍事や政治上必要とする地理的情報を集めるために作成基準を示達し、厳しくその内容を吟味して各大名に国絵図を献上させたのである。

国絵図は、一端献上されると国土の基本図として法的な性格を帯びることになった。従って、国絵図の作成に関する幕府と大名のやりとりや国絵図の記載内容を分類して特徴を導き出せば、幕府の軍事や政治に対する姿勢を読みとることができる。

また、国絵図は正保以降になると21,600分の1の縮尺で描かれた。現存する中で最も大きい天保土佐国絵図になると約30畳敷もあり、当時としては世界最大級の図であった。こうした大縮尺図の作成を容易にした編纂方法や技術についても検討が必要となる。一方で、国絵図は藩の御用絵師や狩野派の手になるものが多く、美術的にも高い価値を持っている点も見逃せない。また、幕府撰国絵図の記載内容は、いつしか版行国絵図として流布し民間の地理的知識の拡大に大きく寄与した。さらに、全国一律の信憑性の高い記載内容は、地域研究への活用が可能である。

この点に正保国絵図の限界を看取できる。なお、正保国絵図は、明暦大火で消失して万治～寛文頃の再提出したものや、元禄国絵図の作成にあたって幕府が正保国絵図を筆写させて改訂させたので、そうした図も残存しておりその識別はかなり困難となる。

これに対して第3回の元禄国絵図の編纂は、最も幕府権力が頂点に達した綱吉政権下にあたっていた。国・郡境界が決定され郡名は延喜式段階にもどされ、さらに領分記載が一切削除された。ここに、江戸幕府撰国絵図の完成をみるにいたったのである。

第3表 大和国絵図の諸本に記載された大峰関係の文字注記

【大和国細見図】	女子大本	蓬左本	元禄図
—	—	—	吉野ヨリ大峯へ山伏道
—	磯高	—	—
—	定指	—	—
—	小天上	—	—
—	大天上	—	—
—	飛石	—	—
カ子カケ	鐘掛	か祢かけ	かねかけ
西ノノソキ	西ノ除	西のぞき	西のぞき(2カ所)
※籠所	※籠所	※籠所	※籠所
※山上蔵王堂	※山上蔵王堂	※山蔵王堂	※山上蔵王堂
東ノソキ	東ノ除	東のぞき	東のぞき
平等石	平等岩	平等岩	平等岩
シヤカ岩屋	笹岩	笹岩	しやうの岩屋
※小サ々・護摩所	※大峯護摩所・小笹ノ宿 山上ヨリ五十丁 ※小池	※護摩所	※小サ々・護摩所
—	—	—	—
七面	—	—	七面
御山	※御山高 小笹ヨリ九里八丁山伏道	御山	御山
行者帰	—	行者帰	行者帰
行山	—	—	行山
チャウセン	—	ちやう山	ちやうせん
イナムラガ嶽	稲村カ高	いなむら高	いなむらか嶽
釈迦嶽	大峯釈迦高	釈迦ノ高	釈迦ノ嶽
—	小釈迦高	—	—
前牛五鬼居所	※前久五鬼力在家	前牛五鬼ノ居所	前牛五鬼ノ住所
—	子稲高	—	—
大日嶽	大日高	大日高	大日ノ嶽
—	千手高	—	—
地藏嶽	地藏高	地藏高	地藏か嶽
大峰山伏道	大峯山伏道	大峰ヨリ山伏道	大峯ヨリ山伏道
—	※行仙堂	—	—
—	天狗高	—	—
セン日嶽	仙人高	仙ガ高	せんが嶽
※玉置山権現	※玉置神社	玉置山権現	※玉置権現

文字注記はおおよそ北から南の順に配列した。※は絵図中に建物の絵があるものである。

第4表 国絵図諸本にみる郡高の比較

郡名	慶長御前帳		元和郷帳		寛永16年郷帳		蓬左正保本		奈良女本		奈良図書館元禄図		元禄大和国郷帳			
	郡高	村数	郡高	村数	郡高	村数	郡高	村数	郡高	村数	郡高	村数	郡高	村数		
添上	55691.821		同左		56349.400	105	添上	55941.2410	71	添上	59058.9510	添上	60086.89398	135	60086.89398	130
添下	35349.537		同左		35248.000	50	添下	34941.4060	57	添下	40281.6160	添下	39176.80900	86	39176.80900	65
平群	28865.815		同左		28804.900	69	平群	29170.8470	71	平群	29777.5710	平群	31756.93290	58	31756.93290	77
山辺	45795.862		同左		45967.000	100	山辺	47468.4430	116	山辺	48891.7095	山辺	48825.50900	153	48825.50900	144
宇多	31718.040	31234.085	同左		31220.926	98	宇多	31235.0470	103	宇多	31234.8330	宇多	31442.54300	126	31442.54300	112
城上	20850.950		同左		20851.000	51	城上	26393.2670	53	城上	24410.2110	城上	24619.70070	62	24649.10070	57
城下	22320.517		同左		22423.500	33	城下	22425.9550	33	城下	27217.4005	城下	27227.85200	45	27227.85200	40
拾市	34495.338		同左		34656.200	61	拾市	34690.9796	68	拾市	37260.0060	拾市	37392.56960	87	37392.56960	78
広瀬	15933.837		同左		15979.200	28	広瀬	15937.7680	28	広瀬	18979.6390	広瀬	18580.59100	37	18580.59100	32
葛下	36449.250		同左		36647.400	70	葛下	37546.6330	71	葛下	42885.2330	葛下	42949.95500	102	42949.95500	78
葛上	20856.032		同左		20856.100	37	葛上	28053.1400	44	葛上	28071.5060	葛上	28084.84900	68	28084.84900	62
高市	40718.560		同左		40696.200	92	高市	40786.6840	102	高市	42206.7640	高市	41408.00650	116	41408.00650	111
忍海	5558.136		同左		5565.343	9	忍海	5565.3420	13	忍海	5565.3620	忍海	5576.01900	21	5576.01900	19
宇智	16264.233		同左		16253.500	91	宇智	16241.7290	54	宇智	18481.1600	宇智	18291.12800	61	18291.04700	60
吉野	33048.150		同左		32931.000	201	吉野	32969.1480	195	吉野	35958.5500	吉野	45048.63100	386	45048.63100	340
合計	443859.068		443375.752		444056.092	1102	合計	459380.6246	1079	合計	490.280.532	合計	500497.38960	1581	500497.30868	1405

(村数1000) (村数1094)

第5表-1 蓬左本正保図の領主と領地高にみる在任期間

注1) 領地高は土屋惣次郎を例にすると4379石3斗1升1合0夕を4,379.3110と略した。

記号	領主名	領地高	身分・特定人物	在任期間	
①	土屋惣次郎	4,379.3110	御蔵入地代官		
②	五味藤右衛門	49,115.3290	御蔵入地代官		
③	紀伊大納言殿	990.1900	和歌山藩主・頼宣	嘉永3年～寛文7	
④	齋通院殿	300.0000		不明	
⑤	二条殿	324.3000		不明	
⑥	本多内記	118,225.3760	郡山藩主・政勝	寛永16～寛文11	
⑦	本多中務大輔	30,000.0000	郡山支藩・政長	寛永16～延宝7	
⑧	本多監物	10,000.0000	郡山支藩・政信	寛永16～寛文2	
⑨	藤堂大学頭	37,425.8410	津藩主・高次	寛永7～寛文9	
⑩	植村右衛門佐	24,926.0670	高取藩主・家貞	慶安3～貞享4	
⑪	織田山城守	31,235.0470	松山藩主・長頼	万治2～元禄2	
⑫	桑山修理亮	13,022.7200	新任藩主・一玄	寛永13～延宝5	
⑬	片桐又七郎	3,000.0000	・且昭		
⑭	織田源十郎	9,946.7360	柳本藩主・秀一	寛永20～貞享4	
⑮	織田左衛門佐	7,851.6810	戒厩藩主・長政	寛永3～万治2	
⑯	神保左京亮	7,017.3010	・茂明	寛永2～	
⑰	片桐石見守	6,536.9190	小泉藩主・貞昌	寛永1～寛文8	
⑱	柳生飛騨守	6,375.5790	柳生藩主・宗冬	正保3～延宝3	
⑲	平野権平	5,000.0000			
⑳	水野石見守	4,998.2520			
㉑	松平備前守	498.5310	相模国玉縄藩主・正信	慶安1～元禄3	
22	松平出雲守	476.1050			
㉒	中坊兼作守	3,491.4110	奈良奉行		
㉓	山口勘兵衛	3,000.9900			
㉔	石河太兵衛	2,200.0100			
㉕	小堀大膳	2,000.3620			
㉖	多賀左近	2,000.3300			
㉗	桑山伊兵衛	2,000.0000			
㉘	赤井兵庫頭	1,599.0220			
㉙	庄田	1,973.8540			
㉚	小堀三郎兵衛	1,973.6060			
㉛	奥田三郎右衛門	1,973.4620			
㉜	畠山下総守	1,500.0000			
㉝	船越伊豫守	1,499.9380			
㉞	片桐藤七郎	1,443.7670			
㉟	根来出雲守	1,253.0030			
㊱	堀田権右衛門	1,048.0800			
㊲	水野半左衛門	1,003.6010			
㊳	佐藤勘右衛門	1,000.0876			
㊴	藤堂主馬	1,000.0195	嘉長	寛永6～寛文2	
㊵	藤堂庄兵衛	1,000.0195	高竊(勝兵衛)	寛永17～延宝2	
㊶	赤井六兵衛	1,000.0050			
43	み	三好猪之助	1,000.0000		
44	し	三好助九郎	1,000.0000		
45	ぬ	森左兵衛	1,000.0000		
46	ひ	村越七郎左衛門	998.5400		
47	も	角南主馬	998.1410		
48	せ	赤井五平次	996.6030		
49	す	根来平左衛門	750.0000		
50	一	東条伊兵衛	703.5130		
51	二	堀田五郎左衛門	672.0830		
52	三	武藤理兵衛	513.7060		
53	五	鈴木淡路守	300.0000		
54	六	土屋忠次郎	500.0000		
55	七	中井主水	500.0000		
56	八	小野惣左衛門	200.0000		
57	九	土岐龍廣	200.0000		
58	十	門田市郎右衛門	60.0000		
59	イ	門田市右衛門	60.0000		
60	ロ	門田彦九郎	29.8520		
61	ヨ	門田才三郎	29.8520		
62	タ	桑人	2,000.0000		
63	子	今春大夫	500.0000		
64	エ	幸野五郎次郎	500.0000		
65	ル	大倉弥右衛門	102.0900		
66	レ	奈良中地子御免許	508.1220		
67	ト	年貢御赦免十津川	1,000.0000		
68	寺	寺領	26,535.6410		
69	社	社領	7,406.0900		

第5表-2 奈良女本の領主と領地高にみる在任期間

領主名	領地高	身分・特定人物	在任期間
1 南都奉行所(預所)	4,378.2010		
2 三田次郎右衛門	52,213.2017	代官・守良	延宝5～元禄5
3 森本惣兵衛	6,178.5620		
4 辻弥五左衛門	8,155.9710		
5 甲府宰相	50,505.余	甲府藩主・	延宝8～宝永元
6 紀伊中納言	956.4000		
7 本多下野守	78,705.余	郡山藩主・忠平	貞享2～元禄8
8 藤堂和泉守	40,817.余	津藩主・	
9 松平日向守	30,000.0000	下総古川藩主・信之	貞享2～貞享3
10 織田山城守	28,224.余	松山藩主・長瀬	万治3～元禄2
11 織田対馬守	3,000.0000	長瀬の弟・長政	万治3～不明
12 植村右衛門佐	22,000.0000	高取藩主・家貞	万治元～貞享4
13 植村大膳	3,000.0000	家貞の弟・政春	寛文11～元禄1
14 永井大膳	10,000.0000	新庄藩主・直円	延宝8～宝永8
15 織田信濃守	9,951.余	柳本藩・秀一	寛永20～貞享4
16 織田日道	7,851.余		
17 加藤佐渡守	6,376.余		
18 片桐主膳	6,250.余		
19 神保主膳	6,017.余	小泉藩・貞房	延宝2～
20 神保主殿	1,000.0000		
21 松平下野守	5,000.0000		
22 平野丹波守	5,000.0000		
23 水野長門守	4,998.余		
24 中坊長兵衛	3,199.余		
25 山口勘兵衛	3,000.余		
26 片桐亦七郎	3,000.0000		
27 石河蔵人	2,200.0000		
28 桑山下野守	2,001.0000		
29 柳生対馬守	7,644.余	柳生藩主・宗在	延宝3～元禄2
30 小堀和泉守	2,000.余		
31 奥田郎衛門	1,976.余		
32 庄田小左衛門	1,973.0000		
33 小堀彦左衛門	1,973.余		
34 多賀亦四郎	1,954.余		
35 片桐新之丞	1,444.0000		
36 赤井五郎作	1,670.余		
37 畠山飛騨守	1,500.0000		
38 船越左門	1,498.0000		
39 根来半右衛門	1,250.0000		
40 桑山三郎左衛門	1,200.0000		
41 堀内権右衛門	1,048.0000		
42 水野伊豆守	1,000.0000		
43 佐藤勘兵衛	1,000.0000		
44 赤井八兵衛	1,000.0000		
45 藤堂伊予守	1,000.0000		
46 藤堂勝兵衛	1,000.0000		
47 三好新右衛門	1,000.0000		
48 三好久三郎	1,000.0000		
49 森六兵衛	1,000.0000		
50 戸田長門守	1,000.0000		
51 角南主馬	998.余		
52 赤井五平次	955.0000		
53 村越三十郎	998.0000		
54 根来五左衛門	750.0000		
55 東峰半右衛門	703.0000		
56 堀田五郎	652.0000		
57 武藤庄兵衛	513.0000		
58 土屋万五郎	500.0000		
59 大岡弥右衛門	500.0000		
60 松平備前守	498.余		
61 鈴木与五左衛門	300.0000		
62 赤井	300.0000		
63 下家長兵衛	278.0000		
64 小野半之助	200.0000		
65 土岐芳麿	200.0000		
66 桑人仲閤	2,000.0000		
67 中村主水	500.0000		
68～71 門田			
72 今春大夫	300.0000	能楽家・不明	
73 今春八左衛門	150.0000	能楽家・不明	
74 大蔵弥太郎	120.0000		
75 幸清五郎	100.0000		
76 大蔵庄左衛門	50.0000	能楽家・不明	
77 高安太郎左衛門屋敷	2,3000		
78 大蔵弥太郎屋敷	2,6000		
79 奈良町中御赦免地	405,8000		
80 十津川御赦免地	1,147.余		
81 寺社領	34,852.余		
82 与力同心屋敷	12.9余		

ついで、天保国絵図の作成は、幕府権力の復活と財政再建を目的として行なわれた。しかし、各大名は元禄国絵図の訂正のみで、幕府が最終的に作成したのでこれまでの国絵図と異なり、献上という形をとりえなかった。また、幕府は実高記載を求めたが大名によっては表高のままで、ここに幕府権力の失墜を読み取ることができるのである。

なお、明治政府も江戸幕府と同じく国絵図の編纂を行なった点も注目できよう。

2. 大和国絵図の現存状況と問題点

第2表は、これまでに知りえた現存する幕府撰大和国絵図とその関係資料の一覧である。これによりながら図や史料の概要とこれまでの史料評価を一瞥しておきたい。

慶長大和国絵図は、現在のところその所在は不明であるが、玉井家文書の「大和国著聞記」の「寛永七年高付」が慶長郷帳とされている^{註①}。従って、最も古い現存の国絵図は川村が発見した寛永11(1634)年作成の縮写国絵図である^{註②}。本図は、江戸幕府が派遣した御国廻上使が作成したものであり、幕府撰国絵図とは一線を画す必要があるであろう。また、派遣期間が短いので果たして縮写図であるかも再検討の余地がある^{註③}。

正保大和国絵図とされる蓬左本と新発田本は、記載内容が同じものである。しかし、蓬左本は全体が残っているが、新発田本は北半の断簡でしかない。東京大学史料編纂所の報告によると、蓬左本の様式が正保国絵図の一般的な特徴と合致し、元禄元年から再建される東大寺大仏殿がないことから正保国絵図とし、図には「不見」とあって相当摩れた図の写しであることを述べている。

これに対し小田は、蓬左・新発田本を見ていないが女子大本を正保国絵図とした。しかし、女子大本は上記の蓬左・新発田本よりも河川や道路が簡略であり、山地の描写が異なり大峰の行場や峰々の地名も多い。従って小論ではそれら諸本の関係と作成年の検討が課題となる。

なお、内閣文庫には正保国絵図の写しと考えられる中川忠英・松平乗命旧蔵本があるが大和国はない。しかし、明治5(1872)・6年に京都府が松平乗命から借用して書写した図が京都府立総合資料館にあり、その中に大和国絵図がみられる^{註④}。

正保国絵図の関連史料としては、東大寺文書に作成担当であった郡山藩と高取藩から東大寺に宛てた書状がある。これには、東大寺領の領分付郷帳と領分絵図の提出が指示されている^{註⑤}。東大寺には、これらの郷帳や絵図はないが、談山神社所蔵の多武峰絵図、百済村絵図、広瀬村絵図が領分絵図であろう^{註⑥}。正保国絵図の編纂に際して各領主から領分の郷帳や絵図が提出され、それを基に正保国絵図が作成されたことが知られる。また、玉井家文書の「里程大和国著聞記」は正保国絵図に付された道帳の写である(以下、道帳)^{註⑦}。

元禄図は、奈良県庁所蔵のものが、奈良図書館に移管されたものである。表紙には、別紙を貼って「元禄之度御改正／大和国絵図／天保七年丙申五月修復之(／は改行を示す)」(以下、史料の括弧などは筆者)と記されている。天保7(1836)年は、天保国絵図の編纂事業が開始された年であり、元禄図を天保国絵図の編纂の基礎資料として利用するために予め修理が行なわれたと考えられる。図の南東隅には、絵図目録があり絵図作成担当の郡山藩主本多能登守忠常、高取藩主植村右衛門佐家敬の名と共に元禄12(1699)年の記載が見

られる。小田もいうように元禄国絵図の献上年は元禄15年2月であり、元禄国絵図の特徴である詳細な国境記載が紀伊国境にはなく他も簡略で、しかも多くの付箋があり^{註⑩}本図が最終的な献上本ではない。このような元禄図の性格を検討することも小論の課題となる。なお、東京大学史料編纂所の報告によると天理図書館にも元禄国絵図の縮写図がみられる。また、内閣文庫には元禄大和国絵図の模写本と献上された郷帳が現存している。

元禄国絵図に関する資料は、その性格から国境に関するものである。「和州河州国境論控」と「大和河内国境山論水論目安軌簿」は、大和と河内の国境にあたる水越峠から金剛山の争論の記録で、その時に作成された「和州河州国境金剛山争論裁許御絵図写」と「水越土絵図」（地形模型）が現存している。また、「伊賀国後鑑」には伊賀と大和の八幡山国境争論や伊賀国葛尾村の大和国への飛び地解消に関する記録がみられる^{註⑪}。さらに、十津川郷とそれに隣接する紀伊国の村々との「差上申一札之事（国境取交証文）」^{註⑫}もある。

天保国絵図と考えられるものには、内閣文庫の紅葉山本と勘定本、奈良図書館の9分割図、京都府立総合資料館所蔵の分割図、十津川村民俗資料館の十津川郷のみを描いた天保8年4月に提出した図の存在が知られる^{註⑬}。天保国絵図の調査にあたって、元禄国絵図を各郡単位に写して村々を巡回させ修正を行なった。これらの図の一部が、天理図書館に所蔵されている。また、村に対しては、この郡絵図との不一致があればその変化を提出させ、同じであっても証文をとったことも知られる^{註⑭}。

天保国絵図の関係資料は、十津川村歴史民俗資料館所蔵の天保7年3月～同8年4月までの天保国絵図に関する絵図元と十津川下組とのやりとりをまとめた「国絵図改ニ附郡山差上書付」がある。これによって天保大和国絵図編纂の概要を知ることができる。

また、奈良阪町有史料の天保8年3月付の「〔国絵図取調ニ付〕為取替申一札之事」は、大和国奈良阪村と山城国市坂・梅谷村との国境位置を双方で取り交わしたものである^{註⑮}。天保国絵図の時も大和国では、国境改めが行なわれたことを示している。

なお、十津川村歴史民俗資料館には、享保日本図の際して享保4(1719)年4月に作成された「大峰山釈迦嶽方角道法目録」が所蔵されていることも書き留めておきたい。

3. 女子大本と蓬左・新発田本の作成年代

正保国絵図については、蓬左本と新発田本はまったく同じであるが、女子大本とは記載内容の一部が異なっており、その様式や作成年代を検討する必要がある（以下、国絵図の一般的な様式は第1表を参照されたい）。

女子大本には、図の余白に正保国絵図の特徴である領主名とその領地高及び絵図目録が記される。国・郡境には、争論箇所もみられ、交通記載も詳細で道路距離をはじめ渡河方法や難所などもある。また、国境を越える道の距離やその起点なども道帳とも一致している。さらに、小田も指摘するように図の南東隅に次のような図歴が記されているのである。

大和国絵図、今此図、正保三戌(1646)年、本多内記殿御家来服部九郎兵衛・矢野武左衛門、植村出羽守御家来岡田太左衛門・蜂須賀助左衛門、國中村々順見而立横ニ繩引、村々町間帳面へ記之慶安元子(1648)年上ル御絵図ノ移南都御図ニテ写之、宝永三戌(1706)年四月十五日殿様ニ上ル図之控ニテ写シ申候、尤他借被成間敷候、已上

北月峰

享保四(1719)年亥十二月十日

廣瀬佐次右衛門様

一部に文意を十分に解せない箇所もあるが、要するに本図が正保国絵図を写したものであることを記している。正保大和国絵図の絵図元名や実際に調査した藩士も正保道帳に記されるものと同一である(註⑰を参照)。

一方の蓬左本と新発田本は、明らかに同じ図を書写したものである。また、女子大本よりも道路や河川は少し詳しいが、道路距離や渡河点、難所、国境を越える道の距離や起点、国境記載や国・郡境争論の箇所も一致している。

しかしながら、前述したように蓬左・新発田本に比べて女子大本は山地の描写が簡略で岩山の表現が異なり大峰の地名も多い。また、蓬左・新発田本は村形は俵形で記し、その中に村名を「〇〇村」とし、石高も「〇〇石余」と統一的で正保国絵図の様式に適合する。これに対して、女子大本は村形を長方形で示し、村高を村形の外に記し村名も村を付しておらず、正保国絵図の様式とは違っている。全体的にみて蓬左・新発田本よりも女子大本の方が正保国絵図の様式と異なる面が多いように思われる。

第3表は、小田の示した女子大本、元禄本及び細見図の記載された大峰の行場や峰名などを蓬左本と比較したものである。女子大本に比して蓬左本の文字注記の方が元禄本や細見図に一致している。幕府は、元禄国絵図の編纂にあたって献上された正保国絵図を貸し出してそれを基にしてその変化をのみを確認し元禄国絵図を編纂した。こうしたことから、一般に正保国絵図の描写はほぼ元禄国絵図に踏襲されている。従って、女子大本のように元禄図と描写内容が異なるものよりも蓬左本の方が正保国絵図に近いとみてよいように思われる。

ところで、これらの図の作成年代の手がかりとなるのは、絵図目録の国・郡高と領主名とその領地高であろう。そこで、第4表はこれまでの史料によって知られる国・郡高を、第5表-1・2は領主の在任期間を比較してみたものである。

国・郡高は、いずれも蓬左本よりも女子大本の方が多く元禄図よりも少ない。よって、女子大本に記された石高の年代は、蓬左本と元禄図の間に納まることとなる。

ついで、各領主名によりその在任期間をみてみたい。蓬左本は、織田山城守長頼が松山藩主となった万治2年(1659)12月23日から戒重藩主織田左衛門佐長政が致仕した万治3年12月28日までの間に作成されたことになる^{註⑱}。蓬左本は、正保国絵図の提出期間である正保3年(1646)～慶安2年(1649)に納まらない。しかし、先述したように正保国絵図は明暦3年(1657)の所謂振袖火事によって消失し寛文年間(1661～1672)に再提出されたものがみられる。その1ないし2年前の万治2～3年に蓬左本の再提出図が作成されものとみてよからう。

これに対して女子大本は、本多下野守忠平が郡山に移封した貞享2年(1685)6月22日から柳本藩主織田信濃守秀一が死去した貞享4年8月3日までの間に作成されている。少なくとも女子大本は、石高も領主名からも蓬左本より後で元禄図よりも先に作成された図を写したものである可能性が高いように思われる。

こうした観点に立って、再度女子大本の図歴の文意を考えると次のようになろう。慶安元年(1648)に完成した正保国絵図を「移」(この「移」を「移る」=変化とするか「写し」ととるかで意味が変わる)した南都御図があり、この図を写した図を宝永3年(1706)に某大名へと差し上げた図の控があり、さらにそれを享保4年(1719)に写したものが本図としてある。また、本図そのものは、小田も指摘するように享保4年に写図を一見して明治以降の書写した図とみなされる。要するに2ないし3回ほどの写図を重ねたものであり、どれほど元来の正保国絵図の内容を示しているかわからない。おそらく、蓬左本や新発田本に比して河川や道路が簡略なのは、数回にわたる書写の際に省かれたからであろう。また、女子大本は、いくつかの点で正保国絵図の様式と異なっており、図歴の「移」は「改訂」とした方がよく、正保国絵図を基にして山地や地名、村形、石高を新たな方針によって改訂したものであろう。また、その改訂年代は領主名から推定できる作成年代と符合することになるように思われる^{註5)}。

小田は先の論文の「IV. おわりに」において、「享保版『大和細見図』における大峰の記載は、正保国絵図でなく、元禄図の地理的情報を受け継いでおり、さらにそれをデフォルメして描いていることが明らかになった」とした。しかし、その後小田が歴史地理学会の大会報告で正保国絵図との関係を示唆しているように、元禄図よりも古い正保国絵図の再提出本である蓬左本の大峰記載と細見図の記載は一致している。また、細見図の郡境は未だ決定していない箇所が二重に描かれ、それは女子大本や蓬左本に一致する。元禄図では、これら郡境の問題がほぼ解決し一本線で描かれており、細見図とは一致していない。細見図は、正保国絵図の再提出本の情報を受け継いでいると考えてよいように思われる。

4. 国境記載にみる元禄図の性格

幕府撰元禄国絵図の性格は、領主記載の払拭とともに国境の確定にある。前者の領主名記載の方針は当初より貫徹されたが、後者の国境記載は編纂当初に示された指示が元禄12(1699)年末に変更され、より厳密な国境位置の文字記載とその証文が国境の村々へ求められた。また、これ以前に国絵図を提出した周防や長門などは、改めて国絵図に国境位置の文章を加えることが要請されている。

この時の国境記載の特徴は、国境が人跡未踏の地などで調査できなくとも「国境不相知」の文言を付すこと。国境位置を記した証文を国境に接した両国の村々から国絵図担当役人が提出させ、それが一致することが条件であった。また、このことを確認するために、国境部分を切り抜いた「国境縁絵図」を国境の接する国同士で作成させ、それを江戸において重ねあわせて点検するという徹底ぶりであった。

前述のように元禄図は、元禄12年の作成で紀伊国境に記載がなく他の国境記載も簡略で、元禄12年末以降のそれとは異なっている。従って、元禄図は元禄12年末以前の作成と考えられるのでその国境記載を蓬左本や道帳、元禄15年提出の内閣本元禄国絵図と比較し、さらに諸本の作成時期に対応する隣国の国絵図とも比べれば、元禄国絵図編纂当初の国境記載の指示との関係や諸本や元禄図の性格を知りうることとなろう。

ここでは、(1)は奈良から京都への主要道の本道であった京街道を、(2)では大和から河内

国に抜ける細道であった平石越の記載を比較することにした。

(1)大和・山城国絵図諸本にみる京海道の記載変化

A【蓬左本】

京海道 本道 郡山ヨリ国境迄式里四町四拾貳間
 壱里山ヨリ国境迄四丁四拾貳間
 国境ヨリ山城国土師村へ貳拾町
 国境ヨリ南ふちう越ノ紀州境迄卅壱里廿一町拾七間

B【正保道帳】

京海道 大道筋和州郡山ヨリ山城国境マデノ道法但し山城国土師村へ出ル道筋は八郡山ヨリ京ヘノ本道也

(郡山から国境間の道路距離が村と村の間、一里山と村の間で記されるが省略)

右道法合二里四町四十二間 (郡山から国境までの距離)

国境ヨリ山城ノ内土師村江廿間

此国境ヨリ南紀州境フジウ越迄道法 三十一里二十一町十七間

C【宇治市歴史資料館本正保山城国絵図】

大和国歌姫茶屋江出ル口 但郡山海道
 是(一里山)ヨリ大和国歌姫茶屋迄六町貳拾七間

D【元禄図】

京海道 歌姫村ヨリ山城国吐師村迄壱里拾町三拾七間

E【内閣本元禄大和国絵図】

此所平場細溝南縁国境山城国ニ而者中溝唱候
 歌姫村ヨリ山城国吐師村迄壱里拾町三拾七間
 是ヨリ大崎道迄之間国境不相知

(2)大和・河内国絵図諸本にみる平石越の記載変化

F【蓬左本】

平石越 細道 河内国平石村へ出ル
 竹ノ内町ヨリ国境迄壱丁四十間

G【宮内庁書陵部本正保河内国絵図】

平石越の記載はみられない

H【元禄図】

平石越 竹内村ヨリ河内国平石村迄壱里三拾間余

I【内閣本元禄大和国絵図】

平石越 此所峰通国境
 竹内村ヨリ河内国平石村迄壱里三拾間余

J【宮内庁書陵部本元禄河内国絵図】

平石越 此所峰通国境

平石村より大和国竹ノ内村迄壱里三拾間余

蓬左本の国境記載には(1)－Aの本道である京海道と(2)－Fの細道である平石越の二つの様式がある。

(1)－Aの本道である京海道では、道路の行き先を示して国内の特定位置から国境までと国境から隣国の特定位置までの距離を記し、さらにBの道帳へも道筋とともに国絵図と同じ記載がなされている。(2)－Fの細道である平石越は、道路の行き先と国内から国境までの距離が記されている。要するに正保国絵図の国境の位置は、ある一定箇所から国境までの道路上における距離によって示されていることがわかる。

また、これらの国境を越す道路や国境を示す道路距離はそれぞれの国によって決められたものであった。(1)－Aに記される道路の記載に対応する(1)－C宇治市歴史資料館本正保山城国絵図をみてわかるように蓬左本と起点も距離も一致しない。また、(2)－Aの細道の平石越えは(2)－A宮内庁書陵部本河内正保国絵図にはなく、他の細道も符合しておらず両国絵図を重ね合わせてもその道路位置は齟齬している。

従って、国絵図どうしを接合することは極めて困難で、国絵図を編集して日本図にする時に種々の問題を生じたものと考えられる。

ついで、元禄12年作成の元禄図と完成本である内閣文庫本大和元禄国絵図、宮内庁書陵部本元禄河内国絵図をみてみよう。

元禄図の(1)－D京海道の国境を越える道の起点と終点及びその距離は、完成した(1)－E内閣文庫本元禄大和国絵図のそれと一致しており、既に紀伊国との国境を除外して国境の道路記載は元禄12年段階で決定しつつあったことが知られる。(2)－Hの平石越の大和図と(2)－J河内元禄国絵図をみると同じ道路の起点と終点及び距離が記されており、両国の話し合いによって決められている。これによって、国境を越す道の距離は一致し、さらに全ての国境を越す道路が両国に記載され、前述の正保国絵図の欠点は克服されたことになる(但し、国境の位置が変更された箇所は元禄図と内閣本の道路記載は合わない場合がある)。ところが、これでは正保国絵図における道路上での国境を示す記載が元禄図では示されていないことになる。また、一方で蓬左本にみられる国境や郡境の論所記載は元禄図にはない。そこで、元禄10年総則の中で国境に関する作成基準を抜き出して検討してみよう。

一、正保二年以来論所等有之、裁許済所者、古絵図(正保国絵図)と違候場所茂可有之候間、銘々代官・領主又は寺社方へ被相尋、左様之所も有之者、新絵図ニ可被改之候、但、右論所之儀、国境・郡境之外之出入者不及吟味事

一、国境・郡境只今論所有之、内証ニ而不済儀者、公儀江訴、御裁許候様ニ被申達、裁許済候已後、其所絵図に可被記事

すなわち元禄10年当初では、「正保二年以来論」と「只今論所」が問題となっており、正保国絵図において論所となりその後解決しなかった論所や現在まさに論所箇所が対象とされた。従って、これらの論所箇所を解決し「国境絵図仕立様之覚」にみられる国境付近の寺社などを両国の国絵図に書かない条項を守ることによって、国境に示す文言を書かなくとも上記の基準は守られたことになる。よって元禄図は、国境を示す文言がなくとも編纂当初の元禄10年段階に示した作成基準にかなった国絵図とみなされよう。しかし、これで

は国境位置を厳密に国絵図に示したものとはいえず、幕府にとっては不満の残る内容となったものと思われる。

そこで、上述したように新たに元禄12年の末になって、国絵図に国境記載の文言を記すこととその国境位置を確認する証文が国境の村から提出されることになったのであろう。こうして、内閣本元禄大和国絵図の(1)－E京海道のように道路の通過する地点では「平場細道南縁」が国境で、京海道から次の国境越道である「大崎道」までの間が「国境不相知」と書かれるようになった。また、平石越の(2)－I内閣本元禄国絵図と(2)－J宮内庁書陵部本元禄河内国絵図のように「峰通国境」と隣国でも同じ表記が記された。また、(1)－E京海道の内閣文庫本大和元禄国絵図に「山城国ニ而者中溝唱候」と記されるように国による峠や道、国境の地点の名称の一致や違いも記されている。このようにして、正保国絵図の国境を越す道上で点として把握された国境が、元禄国絵図にいたって線として表記されるようになったと考えられる。

また、以上の元禄国絵図の国境をめぐる記載の変化は、国境争論の対象が元禄10年から12年中頃までが専ら正保国絵図における論所であり、元禄12年12月以降の村々から新たに国境の位置を証文として取ったことによって勃発しているのである^{註⑩}。こうした、幕府の国境改めについての新局面によって、争論そのものの質的变化が起こっていることも注目できよう。こうした元禄国絵図の国境改めと争論については、改めて別稿において論じたいと思う。

すでに紙数がつきた。元禄図の全ての性格については、小論の紙数では到底触れることができない。しかし、小論では元禄国絵図の特徴の一つである国境問題を視点にして、編纂当初における国境を越える道路や国境に対する幕府の作成方針や認識、さらには元禄12年末以降の国境記載の強化を考える上で元禄図が極めて貴重な図であることが明らかになったように思われる。

おわりにかえて

小論では、幕府撰大和国絵図とその関係資料の現存状況を概説し、特に問題となる女子大本と蓬左本の作成年代と元禄12年図の国境記載をめぐる問題からその性格について検討を加えた。

個々の国絵図をめぐる研究は、漸く始まったばかりである。荘園絵図のように長年の研究や議論が蓄積されている訳ではない。また、大和国絵図のように大型かつ貴重でその所在も奈良ばかりでなく京都をはじめ名古屋市や新発田市と全国各地に点在しており、発見して調査するのは容易なことではない。

小論も小田自身が論考の終わりに「未見の国絵図を検討することにより、論旨の修正が迫られることもありうるが、それは今後の課題である。」と述べているように、氏が調査していなかった蓬左本と新発田本に検討を加えた結果に過ぎない。また、筆者にしても未だ管見しえていない国絵図もあり、今後修正を迫られることもあろう。

とにかく、小論が主要な幕府撰大和国絵図とその関係資料の所在をある程度明らかにしたことによって、新たな史料の発見や少しでも真実に近づく研究や議論の土台が提供でき

たとすれば大方の目的は達成できたものと思っている。

付記、小論は、駒沢大学の小田匡保先生の論考に導かれ、さらには女子大本の写真を提供していただくなど度重なるご尽力と丁寧なご教示によって始めて研究を深めることができた。小田先生の格別のご配慮とご理解に厚くお礼申し上げたい。

また、東亜大学の川村博忠先生には新発田本の写真提供を賜り、調査では関係所蔵機関の各位、特に奈良県立奈良図書館の山上豊先生、奈良県立民俗博物館の大宮守人先生、奈良市教育委員会の岩坂七雄先生にお世話になった。記して感謝申しあげたい。

註① 筆者の知る近畿関係の地元所蔵の江戸幕府撰国絵図では、滋賀県立図書館の正保・元禄・天保近江国絵図が同県指定文化財に、西宮市立郷土資料館の慶長摂津国絵図が同市指定文化財になっている。また、平成10年に国絵図を単独のテーマとしてとりあげた長野市立博物館の特別展「信濃国絵図の世界」は特筆に値しよう。

註② まとまった大名家文書の少ない近畿地方では、幕府撰国絵図の残存は少ないと考えられていたことも研究遅延の原因。しかし、小論で触れる大和国や註①以外にも京都府立総合資料館蔵の24カ国の国絵図など多数が確認でき、今後の研究が待たれる。

註③ これまでに近畿関係で検討したものに、八木哲浩「慶長十年摂津国絵図」(『地域史研究』10-1 1980年)、福島雅蔵「慶長10年9月和泉国絵図」(『幕藩制の地域支配と在地構造』柏書房 1987年所収)、磯永「宇治市歴史資料館本「正保山城国絵図」の記載内容」(『歴史地理学』169 1994年)、同「西宮市立郷土資料館蔵「慶長十年摂津国絵図」の縮写内容と表現様式」(『人文地理』48-6 1996年)などがある。

註④ 福井保「内閣文庫所蔵の国絵図について」(『国立公文書館年報』創刊号 1972年)に元禄・天保国絵図が紹介された。

註⑤ 研究代表者土田直鎮「現存古地図の歴史地理学的研究」(『東京大学史料編纂所報』12~15 1977~1980年)。蓬左本は15、天理本は14で検討されている。

註⑥ 川村博忠「近世絵図と測量術」古今書院 1992年。

註⑦ 磯永「近畿の国絵図をめぐる諸問題」(第2回国絵図研究会 1995年11月 於奈良県立奈良図書館)で口頭発表をして元禄図と分割図の熟覧を行なった。

註⑧ 小田匡保「大和国絵図に描かれた大峰-山岳聖域に関する地理的知識伝播の一例-」(『駒澤地理』34 1998年)。その後、小田氏は筆者との議論などによって、小田「大和国絵図に描かれた大峰」(『歴史地理学』190 第41回大会報告 1998年)で、正保国絵図との関連も示唆された。小田氏に元禄図を紹介したのは筆者であり、その後の同氏からの質問に筆者は研究の途中にあったために誤解を招く表現をしたり明らかな間違いを回答した。小田氏に対して深謝したい。また、氏が待ち望まれた蓬左本と新発田本の性格の一部を小論で報告することによってその責任を果たしたい。

註⑨ 川村博忠「江戸幕府撰国絵図の研究」古今書院 1984年、同「国絵図」吉川弘文館 1990年、杉本史子「国絵図」(『岩波講座日本通史』第12巻 岩波書店 1994年所収)などによった。

註⑩ 鎖国やそれに伴うオランダとの関係悪化、明の滅亡と清の成立などの東アジアの危機意識、大名の改易や転封による幕藩制の空間秩序の完成、寛永飢饉による農村構造の変化の把握などに求められよう。

註⑪ 秋永政孝「大和の村高帳について」(堀井先生定年退官記念会編『奈良文化史論叢』1967年所収)は、大和国の各郷帳の所在や史料の性格を網羅的に検討している。

註⑫ 川村博忠「寛永国絵図の縮写図とみられる「日本六十余州縮写国絵図」」(『歴史地理学』176 1995年)。

註⑬ 磯永「長澤家文書の九州図と寛永巡見使」(『熊本地理』8・9 1998)において検討した。

註⑭ 京都府立総合資料館歴史資料課編「京都府立総合資料館所蔵 改訂増補文書解題」同資料館、1993年の「国絵図」の項。

註⑮ こうした正保国絵図の編集については、磯永「正保国絵図の調査と「村差出帳」-山城国と相模国を中心に-」(『勝陵史学』22 1996年)において検討した。

註⑯ 磯永「談山神社所蔵の正保大和国絵図編纂に伴う村差出絵図」(『国絵図ニュース』3 1998年)なお、「多武峰絵図」は奈良県立民俗博物館編「初瀬・多武峰山麓の民俗-祭礼と民俗-」同博物館 1998年に写真が掲載されている。

註⑰ 道帳の最後に「右者、郡山城主本多内記殿、高取城主植村出羽守殿被仰付、正保三年丙戌年、内記殿家来服部九郎兵衛・矢野武左衛門、出羽守殿家来岡田太左衛門・那須賀助左衛門都合四人、國中巡見之上道法、方角、絵図等出来、國中巡見之間戌、亥、子三年」と記されている。

註⑱ 元禄図の付箋は「御下ヶ絵図」との付箋が張られている。この下ヶ絵図とは、元禄国絵図の編纂に際して下付された献上正保国絵図の写しを指しているであろう。また国境にも付箋があり峠などの名称が付されている。

註⑲ 伊賀国と大和国の争論については、川村博忠「元禄国絵図の調整について」(『史学研究』121・122 合併号 1974)や同「元禄年間の伊賀国絵図改訂に際する国境論地の処理について」(『佐世保工業専門学校研究報告』13 1976年)に詳しい。

註⑳ 同史料には、「一、大和吉野郡大杉村より紀伊国玉置口村江越道、田戸越、紀伊国二へ八越之名唱不申候、右国境谷川中央限大和国二而八葛川谷ト申候、紀伊国二而も葛川谷ト申候」などとその国境越道と国境の位置を書いて元禄13年12月十津川郷庄屋一同から当時の当郷を支配していた奈良奉行所に提出された。その後、絵図元に提出され、内閣文庫の元禄大和国絵図へ記載された。よって、元禄大和国絵図に国境を示す記載が行なわれたのは元禄13年12月以降となる。

註㉑ 筆者は註⑦で本図を元禄国絵図としたために小川は註⑮の論文において元禄国絵図と紹介しているが、天保国絵図の間違いであった。同図によると、大和郡山藩主松平甲斐守(吉野、平群、添上、添下、川辺、式上、式下、十市、広瀬、葛下郡)と高取藩主植村伊勢守(葛上、忍海、高市、宇陀、宇智郡)が絵図掛を担当したことが知られる。

註㉒ 式上郡穴師村を例にとると表題を「奉差上御請書之事」とし「一、此度大和御国絵図御取調ニ付、元禄十五年御改御絵図写、当郡限御下ヶ被成下奉拜見候処、右御改後村名文字替へ又者出郷出来敷、国境道筋隣国絵之里数其外新田村之変地有之候哉御札ニ付、元禄度之御改御絵図之通変地無御座候、依之村役人連印を以御受一札奉差上候、以上」となっている。また、差出人には絵図担当の役人である、郡山藩=岡野祖右衛門、渡部内蔵允、設楽到、志村藤七、鈴木為右衛門、高取藩=宮川兵左衛門、脇坂儀兵衛、田塩市左衛門がみられる。

註㉓ 同国境証文(天保8年3月)の内容は表題を「為取替申一札之事」とし、「一、此度御国絵図御取調被 仰出候ニ付、奈良坂村ヨリ山城国梅谷村迄式拾町九間、惣山ヶ平野迄唱申候、是ヨリ不動石道迄間山国境不知為、後日為取交一札仍如件」とし、互いの村で取り交わしている。

註㉔ 筆者は、同図の作成年代を小田に延宝(1673~81)頃であるとしたので、同氏は註⑮の報告要旨でそれを紹介したが、ここで述べたように万治1~2年に作成したと修正しておきたい。

註㉕ 想像をたくましくすると郡山藩では、石高に関する争論が起こっており、こうした問題に関連して本図が作成された可能性が考えられなくもない。しかし、柳沢文庫には大和国絵図は存在しなかった。天理図書館に郡山藩作成の国絵図が所蔵されているようなので、今後調査が必要である。

註㉖ 伊賀国との八幡山争論は、正保国絵図で論地となり元禄11年3月に解決した。これに対して、河内国境の水越峠から金剛山の争論は、元禄12年12月に絵図元から国境の村々に国境証文の提出が求められたことから争論が始まっている。こうした点を整理することが求められよう。

特別陳列

「江戸幕府撰元禄十二年大和国絵図」について

—その展示と写真収録—

大 宮 守 人

平成10年1月6日から5月17日まで特別陳列として奈良県立奈良図書館所蔵の元禄12年大和国絵図を初公開した。

この国絵図によってほぼ現在の県域県境が確定したといわれ、奈良県にとって最も基本的な行政資料である。県民の暮らしの変遷にかかわる民俗資料を中心とする史資料を収集し展示する当館にとっても、郷土の景観の歴史を具体的に把握できる資料として貴重である。縦586cm×横389cmと大変に大きな絵図で、限られた資材と経費、そしてなによりも、貴重な歴史資料であるために物の保全に十分な配慮が必要であり、その展示と事後の写真収録等に取り組むなかで湧出した課題もふくめ、今後の参考としてここに報告しておきたいと思う。なお、資料の歴史的意義については、磯永和貴著本紀要別稿「江戸幕府撰大和国絵図の現存状況と管見した図の性格について」を参照されたい。

1. 展示について

絵図が大きく自重もあるので、壁面への吊り下げや取り付け、傾斜台上での展示は手持ちの資材では物の保全上の危険が大きいと思われたので採用せず、床面に対して水平に展示することとした。平面90cm×90cm高さ30cmのユニットステージを並べ、上面にパンチカーペットを敷き、貴重な歴史資料のため、露出展示は不適切であるので、囲いとして周囲2面に移動スチールケース、残り2面にユニットパネルを使用した。観覧窓はスチールケースの背面ボードを取り外してケースのガラス戸越しとし、管理にもこれを開閉して出入りすることとした。大きく貴重な資料の実態を大がかりな造作物なしでコンパクトに展示出来たと思うが、見やすさ、保全関係については、さらに十分な配慮についての定型を模索したいと思う。

なお、期間中図書館からの許可を得て、研究者等の熟覧希望に対し、展示ケース内での熟覧も学芸員立会で応じたのをはじめ、ワークショップ参加者には同様の機会を設けた。なお、長期間にわたる展示でもあり、毎日8時間100W×28個のクールライトによる退色の心配を低減するために、焦熱型赤外線センサーによりオートフェーダーを作動させ、観覧者のない場合は徐々に消灯するようにした。センサーは観覧窓となるスチールケース上の天井に3ヶ所設置し、観覧者が窓に近づいた時に作動させるようにした。これにより、資料へのライト照射時間は大幅に短縮された。絵画資料など退色性の資料の展示において、照明光源から退色成分を低減し、明るさを抑さえる手法とあわせて、照射時間の短縮手法も積極的に取り入れることにより、保存とあわせて節電対策にも効果的であったと思われる。

2. 熟覧用補助装置について

大きな絵図資料の平面展示で、観覧位置も展示位置より30cm下からとなったため、俯瞰的な視界が得られないのが欠点となった。その対応策として、2カ所に双眼鏡を配置した他、家庭用ビデオカメラ改造の俯瞰カメラを天井に取り付け、こうした大型絵図資料の熟覧手段の実験とした。モニターテレビを備えたキャスターボックスにカメラの遠隔操作盤を設け、利用者が上下左右の押しボタンとズームスイッチにより自由観覧が可能という構想であった。しかし、リモコン部分の改造の安易な旧型のホームビデオカメラに採用されているCCD(シリコン撮像板)の能力が17万画素と低く、郡名や奈良、郡山などの大文字以外の判読は難しい結果となったのとオートフォーカス機能が絵図の様な平板な被写体に対しては反応が鈍感なためか、不用意にアウトフォーカスになることがしばしばあり、静止画的な使用には無理があったようである。試みに、リモコン機能を除いた37万画素のSVHSホームビデオカメラや最新の8ミリホームビデオカメラに置き換えた実験では解像度は良好で3倍ズームでも各村名も読めた。特に8ミリビデオでは村名や枠内の石高も10倍ズーム時には鮮明で、ファジーモードのオートフォーカス機能は不用意なピント移動もなく映像の質は満足なものであった。但し、最新型はコンパクト化が一段と進み、改造がさらに難しいことが難点となってくる。

今回は、ズーム(カメラ)と電動雲台を別回線でリレー制御したが、最新のリモコンシステムはDTMFによる音声周波数信号によりコントロールできるものも多く、この方式による多目的なリモコンユニットの製作が可能であれば、電動雲台の制御とあわせて、カメラのズームを一系統のシールド線または並行ケーブルで送受信でき、展示に有用な様々な遠隔操作が安価で可能になるのではないかと考える。

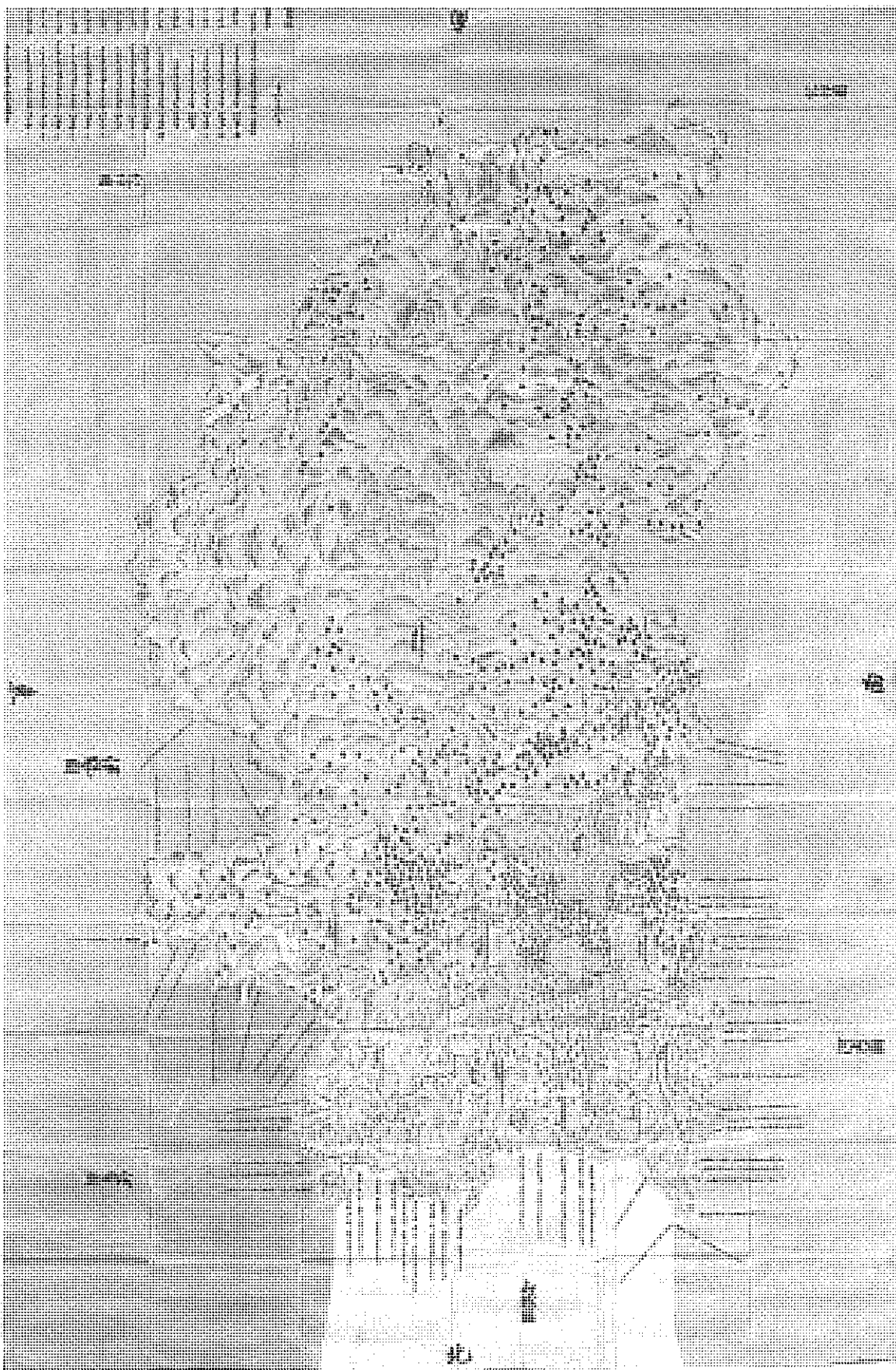
また、MDドライブユニットなどとも組み合わせ、ランダムな音声解説の同調も含む多目的展示用AVコントローラとして幅広い活用が期待できる。

3. 国絵図の撮影

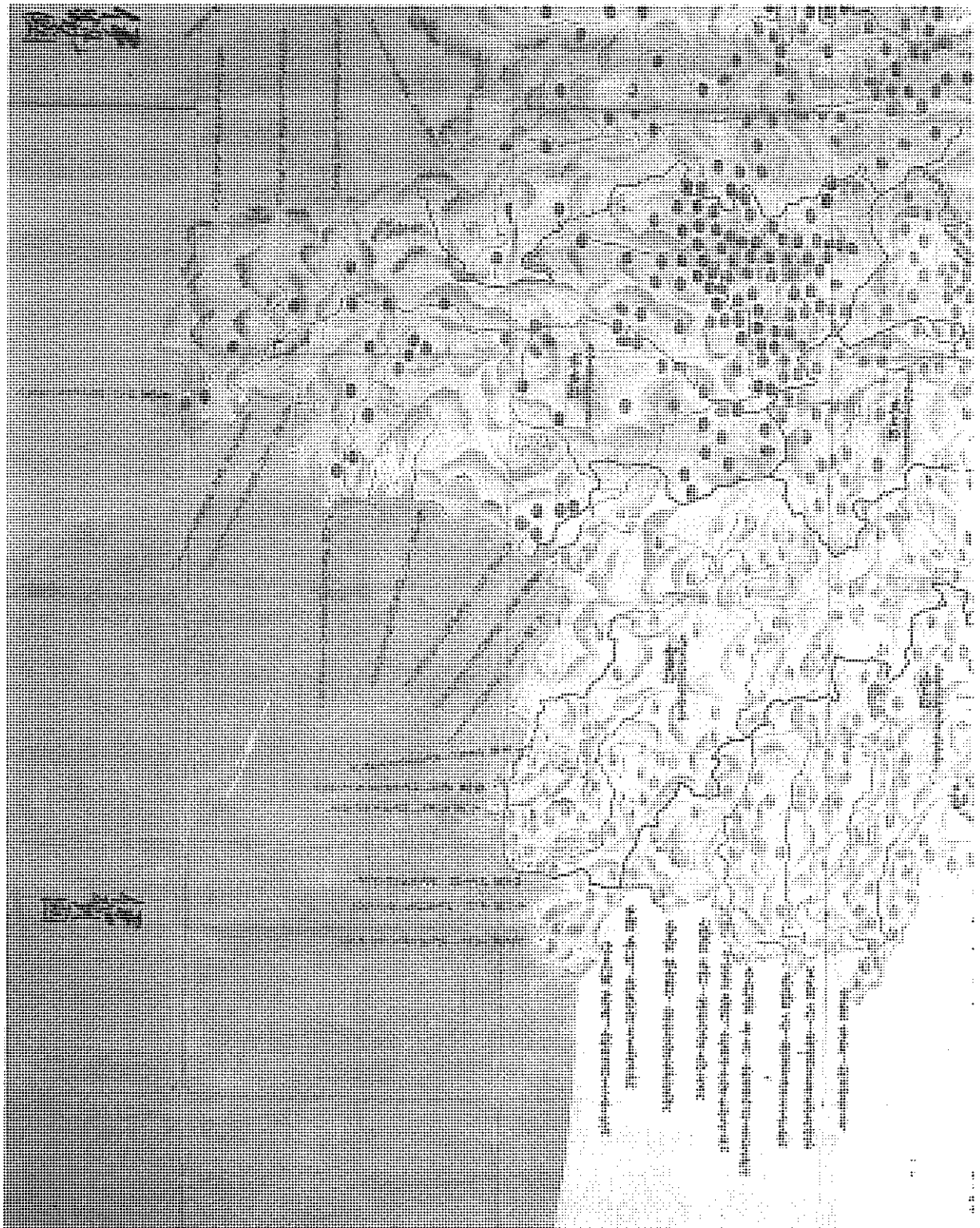
全体の垂直俯瞰写真は既に県立奈良図書館で撮影済みであるが、絵図の規模が大きすぎて、各部の判読が不可能とのことで、この機会に分割撮影写真をとる希望もあり、1/2、1/4、1/8の分割撮影を4×5インチ版ビューカメラによってそれぞれ、モノクロネガおよびカラーポジフィルムで撮影した。当館の設備では、垂直俯瞰撮影は不可能なので、二階講義室の電動スクリーンに長さ4mの軽金属性の物干し竿を結束し、それにテグスでクリップを多数取り付け、国絵図の短辺をクリップで挟んで、天井高の関係から長辺の1/2だけ吊り上げ、反対側からも同様にして撮影した。計測は講義室の床面でおこなった。

大和国絵図は、当館が扱った図像資料の中でというより、館内で展示する資料としては最大規模に属するが、奈良県のくらしの変遷に関わる資料を扱う当館としては、様々な絵図、文書資料も積極的に扱っていかねばならないので、今後もその撮影および資料化の合理的手法等の整備に留意していきたいと思う。

資料名	奈良県立奈良図書館所蔵 幕府撰元禄12年 大和国絵図
寸法	縦586 cm、横389 cm
体裁	紙本著色
絵図元	本多能登守忠常(郡山藩主) 植村右衛門佐家敬(高取藩主)
	撮 影 学芸課 大宮守人 補助及び計測 学芸課 横山浩子



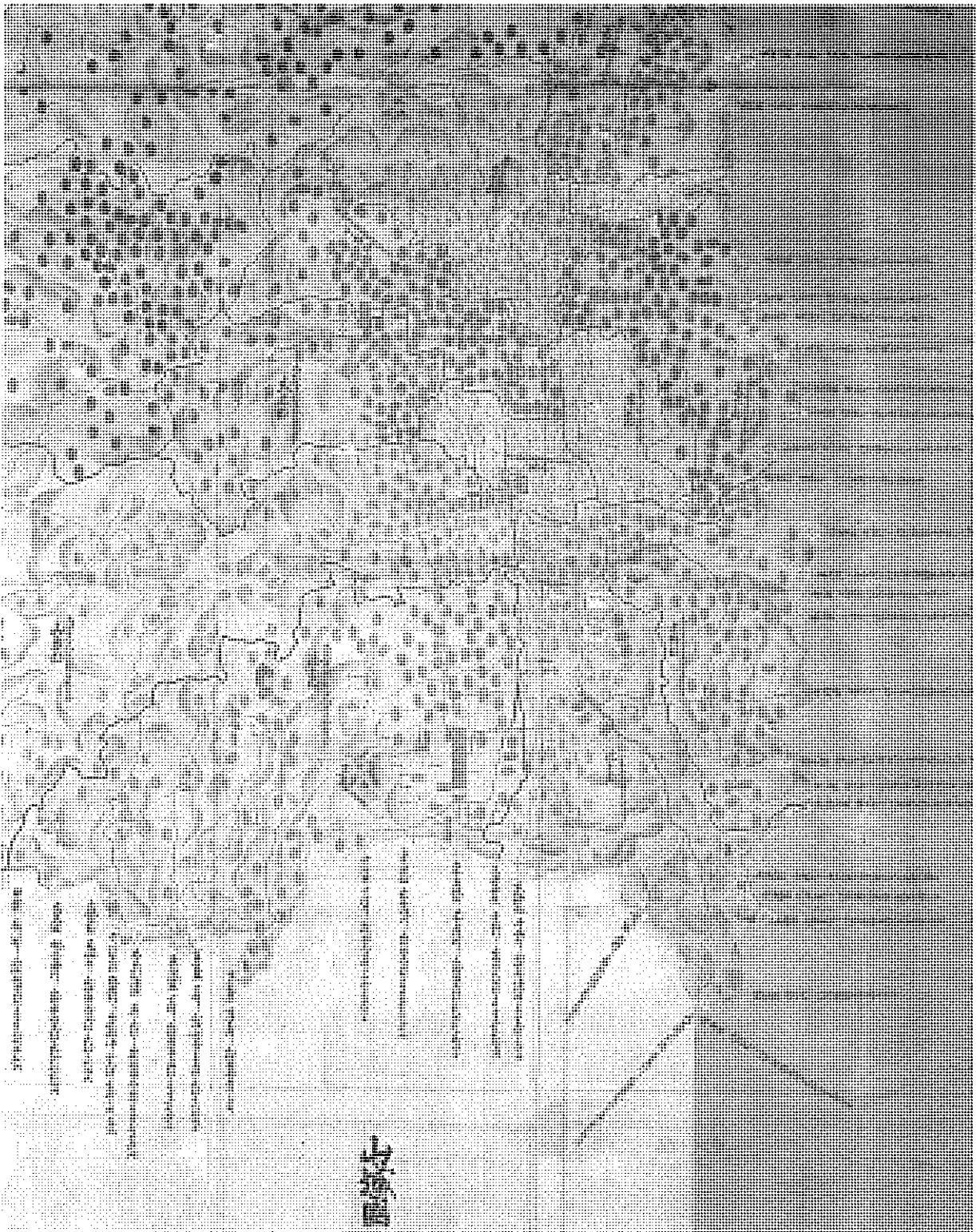
元禄大和国絵図 全俯瞰写真 (奈良県立奈良図書館所蔵 586×389cm)



元禄大和国絵図 四分割の1

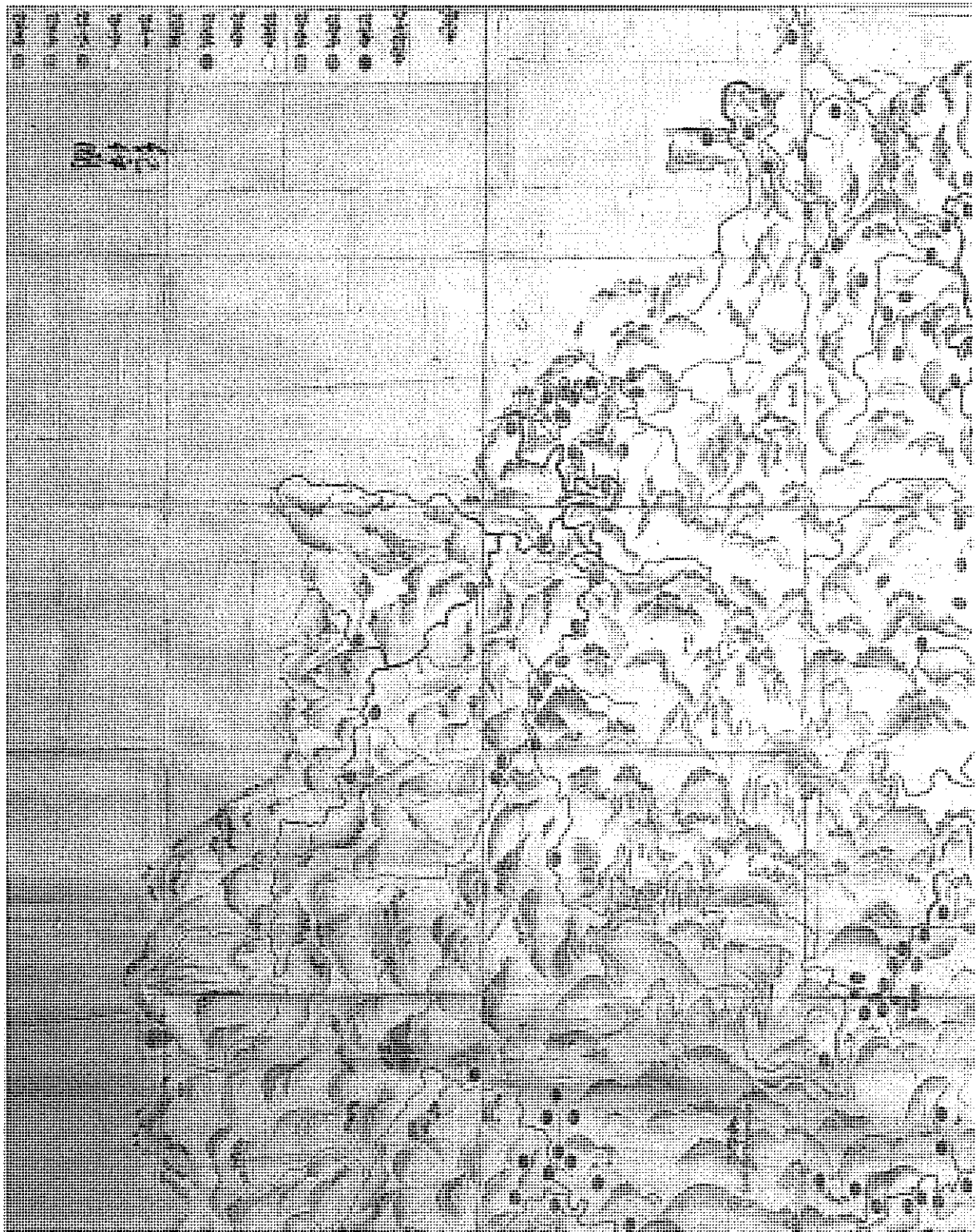
[注] 本国絵図上の概ねの注記方向に合わせて、国絵図写真の掲載は南（吉野郡）を上、北（奈良方面）を下とした。





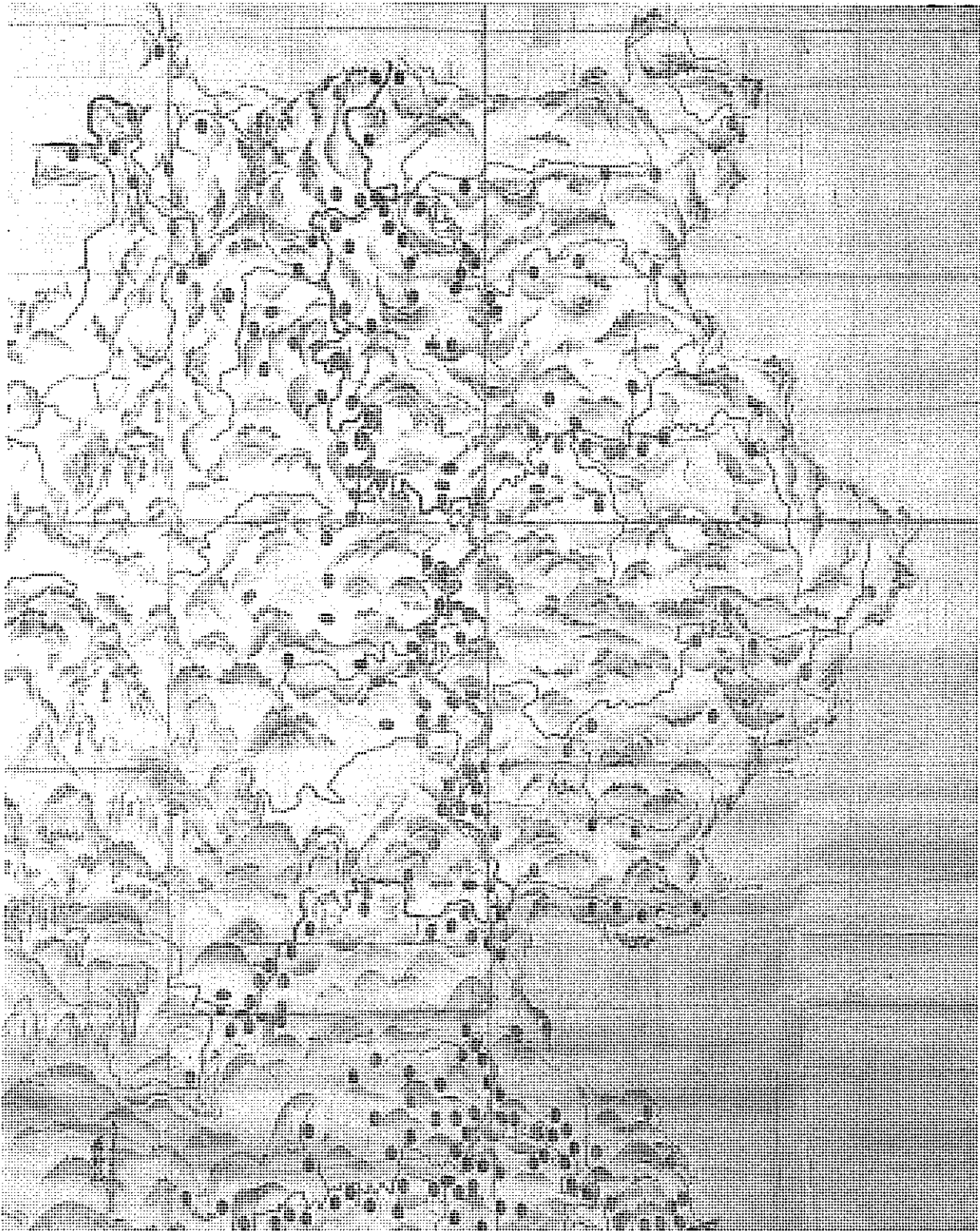
元禄大和国絵図 四分割の2



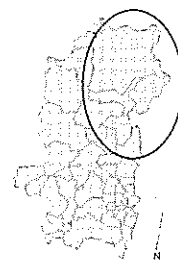


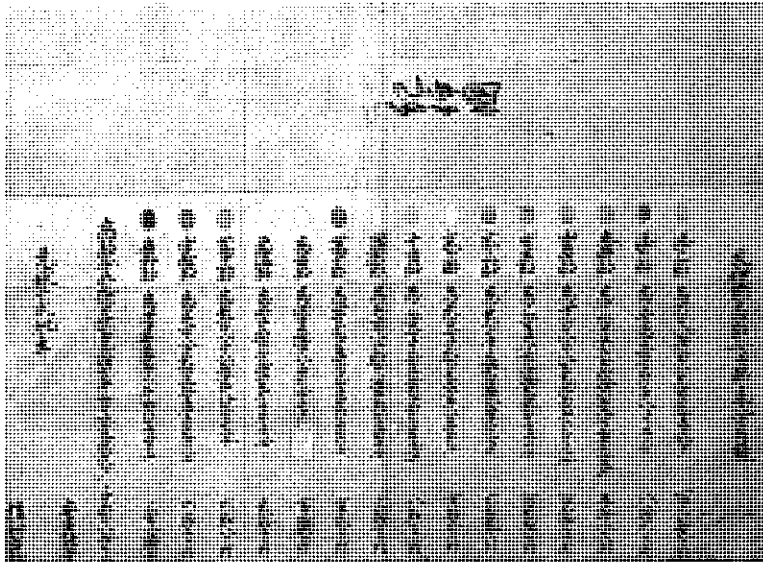
元禄大和国絵図 四分割の3



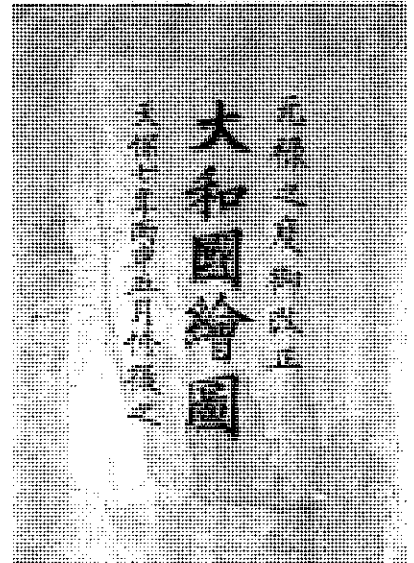


元禄大和国絵図 四分割の4





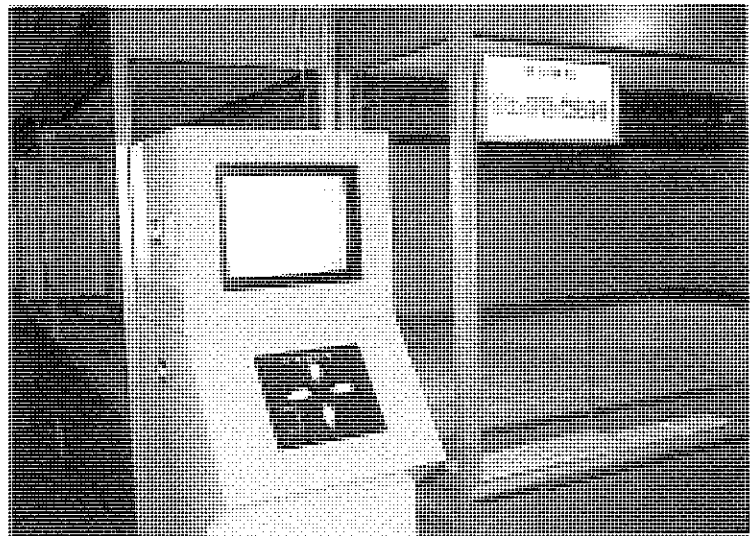
大和国高都合并郡色分目録（元禄大和国絵図部分）



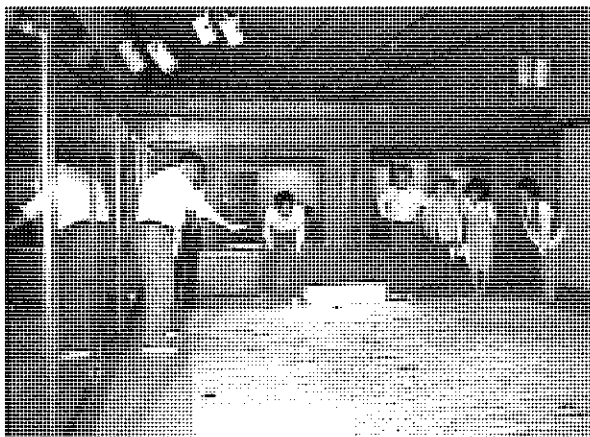
外題



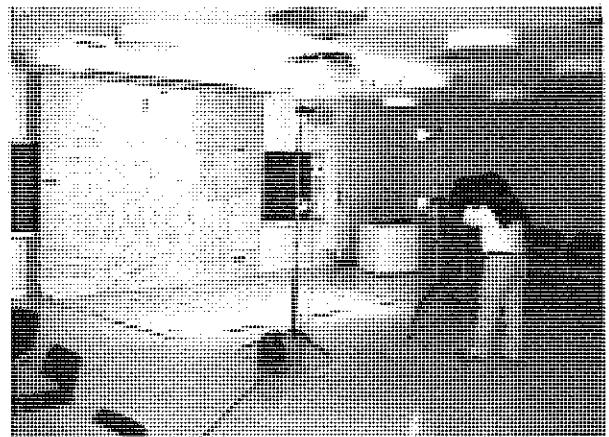
落下防止対策をした俯瞰用ビデオカメラ



国絵図展示コーナーの俯瞰モニターと操作盤



ワークショップにおけるケース内での熟覧



国絵図の撮影（当館講義室）

奈良盆地の残存川舟について

大宮守人

はじめに

近世初頭にはじまった、運送業としての大和川の水運は明治25年の王寺柏原間の大阪鉄道開通をきっかけとして急速に衰退していった。今日では大和川に荷船が通った風景など思いもよらないが、近年大和川清流ルネッサンスが叫ばれるなか、大和川と人との関わり
の歴史といった視点から、沿岸地域の伝承や文物を再認識する機会として、平成9年度の特別テーマ展「大和川水辺の民俗－川・舟・くらし－」（平成9年9月21日～11月9日）、続いて関連の収蔵品展「日々のくらし－水をめぐる－」（平成10年1月6日～8月30日）の企画に関わってきた。それらの管見から大和川の川舟の真影に迫ってみたいと思う。

大和川上流域（亀の瀬から上流）を上下した魚梁船は、やなぶね、ぎょりょうせん、けんさきぶねともよばれるが、その実体は不明である。平成9年度の特別テーマ展では、3艘の川舟を比較して図録「大和川水辺の民俗－川・舟・くらし－」に掲載した。内2艘はおもに洪水時の避難用として、1艘は蓮切り舟として使用された伝承をともなうものであった。

この特別展にかかわる取り組みの結果、その最後の姿をさぐる目的からは未だほど遠いものとはいえ、内2例は、浅瀬に運行する高瀬舟の特色を有し、規模はともかく、舟形は、魚梁船に限りなく近い系列のものと思われた。

その後、平成10年に至り、田原本町の鍵に大小2艘の川舟を保管されているお宅があるとの情報を得て拝見させていただいたが、これは前3例とは別の系統のものであった。

舟の調達には一様でない要素が見られたので、ここでは奈良盆地内の残存川舟について再考したいと思う。

1. 絵画資料より

①「亀の瀬溪谷の絵図」（王寺町藤井 池内 修氏蔵）

絵画資料では、明治15年銘「亀の瀬溪谷の絵図」（額装）があり、王寺町藤井浜付近（南岸高台から）の風景画の中に、川下から帆を立てて遡航する4～5隻と、川上から棹さしながら下る2隻の川舟が画かれ、近代の漁梁船運行の様子を遠望ながら知ることもできる唯一の史料となっている。しかし、点景のため川岸の茂みから突き出た上流へ遡る舟の4～5枚の帆と、棹さす人影を乗せた横線のような満載の下り舟の描写かとは見えるものの、確固たる舟形を押さえるには至らない。

②『大和名所図会』『龍田川』と『龜瀬峠』

遡って近世史料では、寛政2(1790)年脱稿『大和名所図会』の「龍田川」の頁に藤井浜が画かれ、龜の瀬の滝の上流と下流にそれぞれ同じような平らな、舳先がすこしせり上がった高瀬舟系の舟が浜側に舳先を向けて停泊中の様子が画かれている。対岸の藤井浜に停泊中の舟^{【写真3】}4隻のうち3隻には苫が掛けられ、その構造の一端が読みとれる。手前の1隻には苫はなく、内容不詳ながらも米俵らしき積み荷も見えており貴重な舟影である。

また、同書の「龜瀬峠」の頁には現王寺町藤井付近から三郷町高山付近の大和川を遡航^{【写真4】}している三隻と北岸に停泊中の舟が小さく描かれており、舳先のせり上がった、高瀬舟系統の舟形がよみとれる。当時の大和川も降雨時以外は全般に水量が少なく、特に上流への遡航には苦勞したようなので、船体が軽く櫂のような舟形が有利であつたらしい。

③奥田池花見舟遊図奉獻絵馬(明治十二年九月銘)

この絵馬は高田市奥田の弁財天社に奉獻されたもので、堤に桜の花が満開の様子と弁財天社のある奥田池に舟を浮かべる風景等が描かれている。奥田の集落は、7月7日に吉野山の金峯山寺で行われる、蓮華会(俗に蛙飛びとも)に供える蓮の花を、役の行者生誕地の縁でこの地から奉ることとなっているが、この図は4月頃の花見であり、蓮切りの様子を描いたものではない。なお、蓮の奉納にあたって奥田池からの蓮切りをやめた折、その舟を金峯山寺に奉納したものが、蔵王堂近くの愛染堂の軒下に保管されて今日まで伝えられたようで、展示に借用する事ができた。

蓮切りに使われた舟とこの図の舟が同一ではないかと期待したが、必ずしも一致はしない。ほぼ同程度の舟を描いたという程度の描写かと思われる。船首部分が尖らずに矩形に描かれている点は、絵師が実際に舟を見てのことか、あるいは周辺地域の一般的な舟の特徴として描いたものかは推量しがたいが、金峯山寺所蔵の蓮切り舟の特徴と一致する部分でもある。しかし、絵馬での^{とも}船の構造の描かれ方は、側板が船尾に対して板一枚分せり上がっており、絵に線が1本抜けたか、顔料等の剥落でなければ、絵馬に描かれた舟とは別物と言わざるを得ない。いずれにしても、蓮切舟は池で使われた舟ながら結崎の舟と舟形や製作技法が酷似しており、絵馬の舟の図とは一致はしないが、ともに大和川水系の川舟に直結した民俗資料といえよう。

④久保田村の絵図(安堵町窪田 中寧氏蔵)

この絵図は安堵町窪田の中家に伝わる村絵図で大和川本流および各支流の合流点、用排水路や関連施設、幹線道の他、渡し場、渡し舟、^{【写真6】}茶屋などが描かれている。

図中に「本多内記様御領地」の記述も見られ江戸初期の大和川本流の景観を示し、描かれた舟はかなり小さいが明確に記されていて大和川の「御幸ヶ瀬浜」の渡し場と渡し舟の姿を示す貴重な史料である。舳先が平たく反りあがった、高瀬舟系の舟形である。

なお、この図は本多内記政勝(郡山藩主)、植村出羽守家政(高取藩主)中坊長兵衛時祐(奈良奉行)が絵図元となって作成された正保度の国絵図に連なるものかと思われる。

2.民俗調査資料より一聞き取り記録に見る舟の面影一

今日大和川の舟運に使われた舟は一隻として残存はなく、その舟板古材を転用して土蔵

などの板壁にその名残をとどめる程度である。

これとて最近では取り壊され、沿岸の村落風景も変化が著しい。明治中期頃まで行われた舟運ならば、沿岸の風景写真や、浜の風景写真のなかにその姿を見い出せそうなものだが、そうした写真の情報も未だ得ないままである。

その最後の姿を記憶にとどめる昭和21～23年頃の古老方からの聞き書きを記録したものに岸田定雄「大和川水運聞書一付木津川土師（はぜ）浜一」（『近畿民俗』第115号所収）があり貴重な情報を提供している。そこから読みとれる大和川上流域の荷舟の姿に関わる部分を引用してみる。

森本精作翁（当時72歳、磯城郡旧川東村西代）

（前略）川には堰をして水を溜めておき、下る時には堰を抜いてその勢いで船を下らす。田へ水を引入れる井出が多くなったのでこれなら船は上れない。溯江の時は曳き船をしたのである。曳き船は木津川あたりも同様である。もっとも冬から正月頃多くの荷を運び真冬は暇であった。下りは水の都合がよいと一日で大阪まで入るが、上りの時は水の都合で何日もかかった。

寺川から本流の大和川へ出ると筵の帆を上げ、小川へ入ると櫂で漕いだ。櫂も利かぬ時は寒の最中でも川へ入って引張った。（中略）王寺亀の瀬の岩礁で下流から溯江して来た剣先船から荷を下ろし、岩礁の上に停めてある魚梁船（やなぶね）に荷を積み替えたのであるが、翁は亀の瀬上流で使う船も剣先舟と言っておられた。この船の幅は一間ほどで船の全長は八、九間もあり、米は三十石も積めた。船頭の寝所を船の中央に一間ほどの広さを取り、その半分程に寝具を置き片側にかんてき（七輪）を置いてあった。寝る時は帆柱を倒してそれに棒を置き雨のかからぬようにし、艫（とも）にこも（薦）を掛ける。船一艘に船頭は一人、五、六艘かたまって一組になって上って来た。

（下略）

こうした記述と先の絵画資料を併せ見ると、舟運の様子が眼前に浮かぶようだが、舟形に関しては言及されていない。なお、亀の瀬から上流で運行する舟も剣先舟といったと聞き書きにあるのは、明治16年1月、亀の瀬通船路の大改修工事の完成により、奈良盆地から大阪への直通船が可能となり、下流の舟も盆地内に入れるようになったための混同かと思われる。

3.民具資料より

○結崎の舟

〔写真・図7〕
この舟は、川西町結崎の片山家に旧蔵されたもので、納屋の梁にうつ伏せにのせられて近年まで保管されてきたため、外見、強度ともに良好な状態で、現在は川西町教育委員会が保管している。

元来水害時の避難救援用の舟として用意されたようだが、平時に亀の瀬まで農産物を運んだとも伝えられ、自家用ながら、大和川を行き来した伝承を伴う舟として貴重である。全長6.44m、最大幅1.645mで舳先は底部が平らで反りあがり、舳先の高さ0.91mの高瀬舟系

の舟形である。舳先の天板には穴があり引き綱を通したものと見られる。この舟は大きさは違うが板の継ぎ方や全体の姿が次項の蓮切り舟に酷似している。

○蓮切り舟

吉野山の金峯山寺蔵王堂の前の愛染堂の庇内に保管されるこの舟は、^{【写真・図8】}毎年7月7日に金峯山寺で行われる蓮華会の際、本尊蔵王権現はじめ大峰々中の各行所に供えられる蓮の花を、大和高田市奥田の奥田池で採取するときを使用した舟で、昭和50年5月に奥田区から金峯山寺に奉納されたものである。

池で使われたというこの小舟は、形や技法が、結崎の舟に酷似しており、製作技法的には明治初期から中期の奈良県内大和川水系の舟に直結していると思われる。弁天池（奥田池）に舟をうかべての蓮切りは明治の初期頃に中絶したと伝えており、その最後に使われた舟として貴重な資料である。

残念ながら、船首部が破損しているが、舳先の反り具合などの特色や、板の継ぎ方、支柱の構造などから、川西町結崎の舟とは製作者が同一などの密接な関係が想定される。

○吐田の舟

川西町南吐田^{はんだ}の郷倉の軒につるされ、水害時には避難救援用として使われた舟^{【写真・図9】}である。舟形、木取り等は、大阪市史の川船図（明治44年5月刊）にある「土砂船」^{【図10】}と長さ^{【図10】}が5mほど短い^{【図10】}が形式的に酷似している。同市史によると、当時大阪市内の諸川を上下する川船図の作成にあたり大阪市史編纂の頃より24余年前頃から普及した「平田船」を標準とし、船体各部の名称を示す（「土砂船」は「平田船」の小型版と見られる）とあることから、明治後期から、大正頃に大阪方面から調達された舟と考えられる。結崎の舟に比べ船体の材も肉厚で舳先は反りが少なく、水量の安定した運河などでの使用に向いた舟といえ、水深の浅い大和川を肩で曳いて遡るには大変不向きと見られる。

○鍵の舟（田原本町鍵 松田家蔵）

松田 栄氏（80才）の記憶によれば、5才頃か、洪水時に舟でにぎり飯などを周辺の村人に届け、^{【写真11】}救援用として使ったことをうっすらと覚えているとのこと。昭和57年の水害時には使用しなかったという。

松田家には大小2隻があり、大は水害時、小は村の池での魚の養殖管理用として時々貸し出していたという。両方とも舳先部のまとめ方、板のはぎ方等に共通点が見られ、同系統の舟といえる。

舟形は、北河内（大東市付近）の井路舟^{いじ}に^{【写真12】}酷似しており、明治後期か、大正前期頃に河内方面から購入した舟と思われる。

4.まとめ

現在、舟形を保っている民具資料として管見できた奈良盆地の舟は合計5隻で、グループとしては次の3つに分類できる。

- a.高瀬舟系 2隻 結崎の舟（川西町教育委員会蔵、個人旧蔵）
蓮切り舟（金峯山寺蔵、大和高田市奥田区旧蔵）
- b.平田舟系 1隻 南吐田の舟（当館蔵、磯城郡川西町南吐田区旧蔵）

c.井路舟系 2隻 鍵の舟（田原本町鍵、個人蔵）

以上の3系統とも奈良盆地独特の個性的な形というより、時代ごとに求めやすい周辺地域の舟を購入したものと見られる点、また、いずれも輸送用としてではなく、蓮切り舟をのぞき水害時の避難用として所有された点が共通項としてあげられる。この中でa型は高瀬舟系の一般的な形態ではあるが、軽量で反りのある舟形や舳先の引き綱を通す穴などから、水量の少ない大和川を遡る荷舟に3系統の中ではもっともふさわしいものと思われる。

全く同一とは断じがたいが、結崎の舟の長さを2倍にし、帆を立てる構造を追加したような姿が、漁梁船の最後の姿ではないかと推察される。

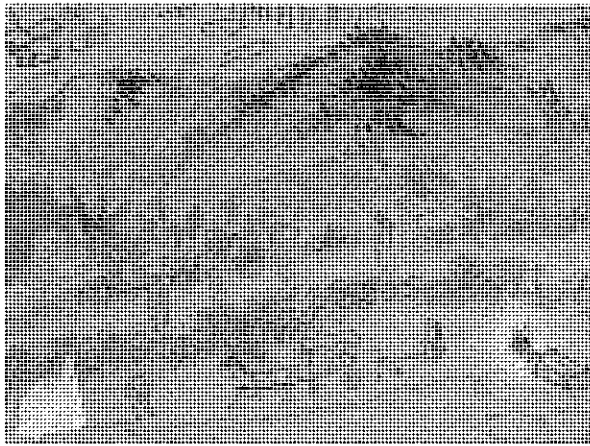
一方、平田舟系の場合は大阪市内の運河で盛んに使われたにもかかわらず、すべて消耗されたのか、市内には残されていないらしい。というより処分または転用されたといった方がよいであろう。舟の寿命は8～10年ぐらい、継ぎ目からの浸水や航行中に破船すれば積み荷や人命にかかわるわけで、かえって高負担となるため更新され、舟板は建物の腰板などに転用されて原型を残さず機能を終える。舟という民具の宿命である。おそらく、古代からの習わしであったとも思える。

奇しくも奈良盆地の大和川沿岸はひと昔前まで水害の常襲地帯であったために、それに備えて避難用の舟を保管するという習慣があった。村の有力者の納屋や会所の軒先に、縄を切ればすぐに使える状態にして吊るしてあった。大事な村の古文書の筆筒も用意周到にその舟に乗せたまま保管して非常時に備えていたという話もよく聞くところである。そうしたなかで残された奈良盆地の川舟はいままさに消えようという最後の瞬間にあるといえる。舟という資料は、収集・保存あるいは展示の面から考えると大変扱いの難しい資料であることを今回の展示を通じて痛感した。しかし、今までややもすると水利慣行等との関わりに偏重しがちであった大和川上流域=奈良県内での河川と人との関わりという問題について、河川交通の歴史という角度から改めてとらえ直してみるという試みは重要であり、その資料を求めるにはいささか遅きに失したとはいえ最後のチャンスとして真剣に取り組む必要がある。

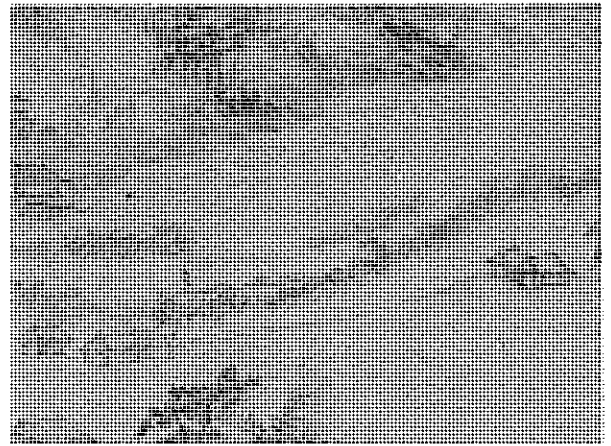
特に上述したとおり、舟のような資料は、それが実用に供されなくなってしまうと個人が維持し、保存することが不可能に近い。そのような資料こそ公共の博物館が真価を発揮し手をさしのべなければならないと考える。

【後註】

- 掲載実測図作成及び計測調査等には下記の方々からの提供等の協力をいただいた。
 - ・結崎の舟（計測作図） 山田和夫氏（奈良県教育委員会事務局文化財保存事務所）
 - ・蓮切り舟、南吐田の舟（計測作図）、鍵の舟（計測）横山浩子（当館主任学芸員）
 - ・北河内の井路舟（調査） 太田基久氏（大東市教育委員会事務局）
- 「奥田池花見舟遊図奉献絵馬」については吉野歴史資料館から4×5版カラーポジの提供をいただき池田淳氏より種々ご教示をいただいた。
- 『大和名所図会』については、西川廉行氏の所蔵本の図を使わせていただいた。



1. 亀の瀬溪谷の絵図（部分）上り舟の帆走



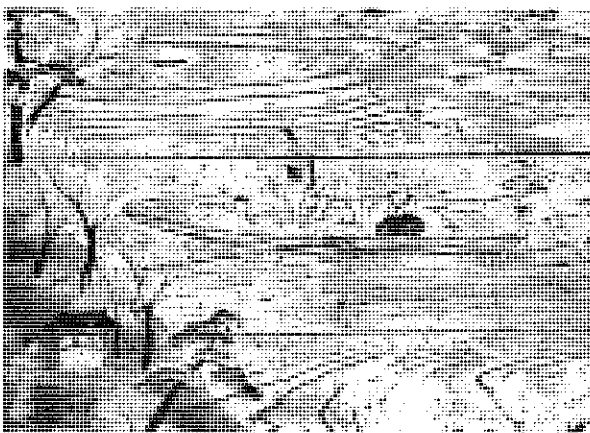
2. 亀の瀬溪谷の絵図（部分）満載の下り舟



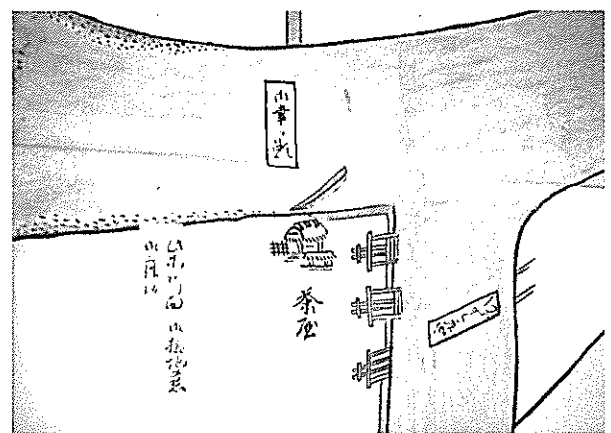
3. 『大和名所図会』 龍田川（部分）藤井浜



4. 『大和名所図会』 亀瀬峠（部分）上り舟



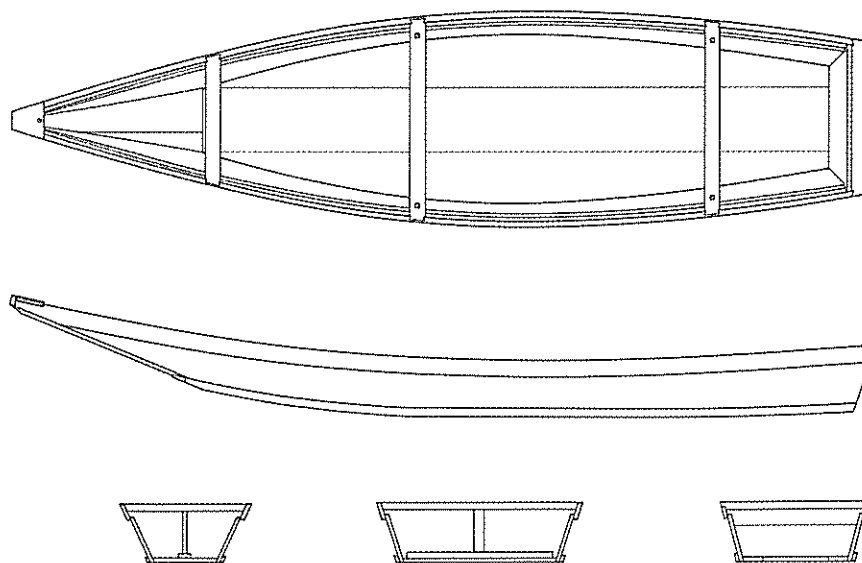
5. 奥田池花見舟遊図奉献絵馬（部分）



6. 久保田村の絵図（部分）御幸ヶ瀬の渡し舟



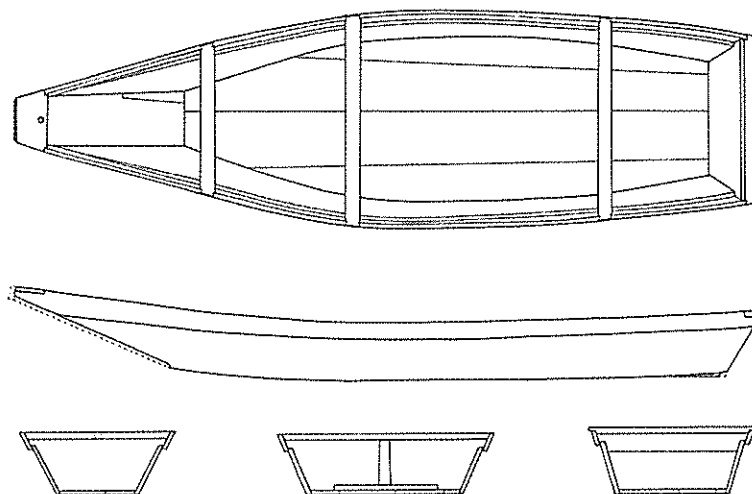
7.結崎の舟（避難救援用）舟長 6.440m / 舟幅 1.645m / 中央部深さ 45.5cm



8. 蓮切り舟
金峯山寺蔵
（高田市奥田区旧蔵）

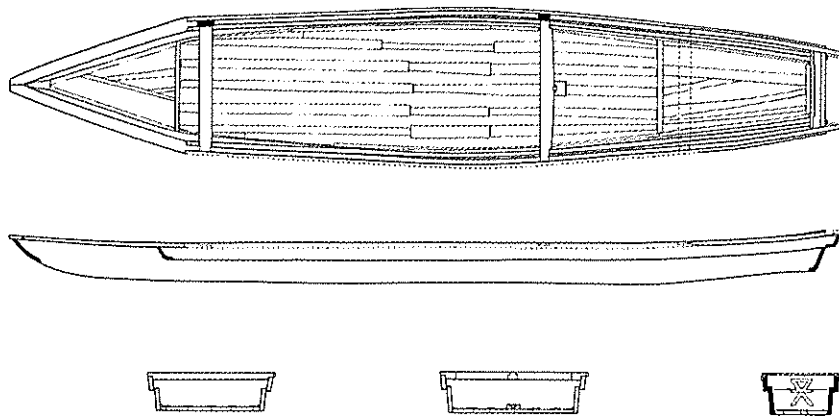


舟長 4.214m
舟幅 1.238m
中央部深さ 34.2cm
〔船首破損部分は復元
製図した〕



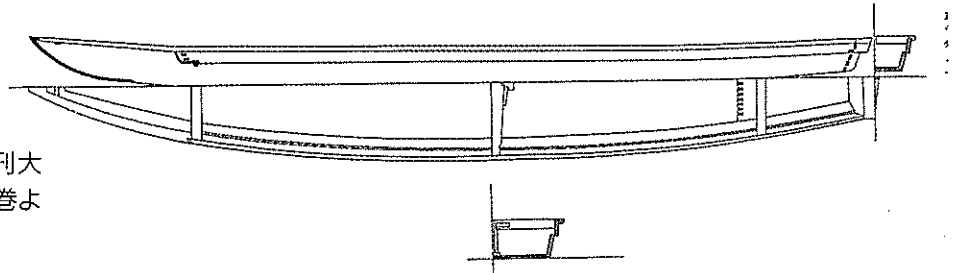


9.川西町 南吐田の舟（避難救援用）舟長 8.246m / 舟幅 1.535m / 中央部深さ 40.5cm



10.土砂舟

明治44年刊大
阪市史 第5巻よ
り転載



11.田原本町 鍵の舟（避難救援用、納屋の梁上に伏せて保管の状況を天地逆に掲載）

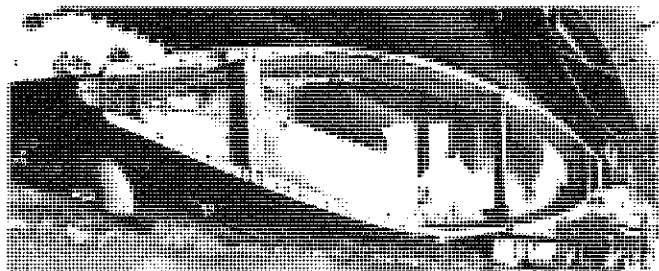


舟長 6m / 舟幅 1.05m / 中央部深さ 35.3cm

艫立板の外側に「森
小路今西」の印あり

12.北河内の井路舟

（大阪府大東市内で平成5年撮影）



中世説話集に現われた鬼の群像

—鬼の究明のための基礎作業によせて— (その二)

奥野義雄

はじめに

説話集に現われた〈鬼の群像〉を、まず『日本霊異記』と『今昔物語集』に求めて、〈鬼〉にかかわる説話を抽出して、その分析を試みてきたが、ここではその後の説話集において、〈鬼の群像〉がどのように描写され、観念されていくかを抽出することにある。

そこで、『今昔物語集』の説話を継承しながらも、独自の説話を盛り込んでいった『宇治拾遺物語』をはじめ、中世説話集の中でも著名な『古今著聞集』と『沙石集』を取り挙げて、それぞれの説話集に現われた〈鬼の群像〉を分析することにしたい。

すでに述べたように、『日本霊異記』と『今昔物語集』にみる〈鬼の群像〉の抽出と分析の基礎作業は、「鬼とは何か」という問いかけの解決を導き出すべき条件である。そして、『日本霊異記』と『今昔物語集』によって、古代の〈鬼の群像〉の特色を提示し得るものと想定してきたのと同様に、『宇治拾遺物語』と『古今著聞集』と『沙石集』によって、中世の〈鬼の群像〉の特色を捉えることができると考えている。

ただ、すでに前稿で示した説話集によって古代の〈鬼の群像〉を抽出し、分析して、その特色を明示してきたが、『日本霊異記』や『今昔物語集』などの説話集のみに〈鬼〉が現われるとはかぎらない。

たとえば、『源氏物語』においても、平安期の貴族社会で観念されていた〈鬼の群像〉を窺うことができるのである。すなわち、次のようにいくつかの〈鬼〉が抽出し得る。

(1) 「浮舟」の場合^{註①}

かたらひ給ふべきやうだになれば、わが御心地にも、「怪しき、有様かな。かゝる道に損はれて、はかへしくは、えあるまじき身なめり」と、思い続けるに、泣き給ふ事、限りなし。心弱き人は、まして、「いと、(いみじく悲し)と、見たてまつる。」いみじき仇を、鬼に作りたりとも、おろかに見捨つまじき、人の御有様なり。(下 略)。

(2) 「蜻蛉」の場合^{註②}

うち捨て給ひて、かく、行くへも知らせ給はぬ事。鬼神も、あが君をば、え領じたてまつらじ。人の、いみじく惜しむ人をば、帝釈も返し給ふなり。あが君を取りたてまつらん、人にまれ、鬼にまれ、返したてまつれ。なき御骸をも、見たてまつらむ」と、(下 略)。

以上のように、説話集以外の古代の文学作品にも〈鬼の群像〉が現われる。^{註③}

だが、ここでは、中世の説話集に現われた〈鬼の群像〉の抽出と分析にとどめることに

したい。

註①～② 『源氏物語』五（日本古典文学大系18 所収）

③ 『源氏物語』以外に、王朝文学の作品として著名な『枕草子』や『栄花物語』などにも、「鬼」の描写がみられる。王朝期の〈鬼の群像〉をこれらの文学作品から抽出する必要もあろう。

第一 『宇治拾遺物語』に現われた鬼

『宇治拾遺物語』は、院政期に成立した『今昔物語集』とともに、代表的な説話集であるが、編著者は不明である。^{註①}

誰によって著わされたかはわからない『宇治拾遺物語』には、いわゆる王朝文学といわれる『源氏物語』、『枕草子』などとは異なり、王朝貴族を主人公としない『日本靈異記』や『今昔物語集』を継承する文学の世界があるといわれて久しい。九世紀に成立した『日本靈異記』にみる説話の世界は、『今昔物語集』を経て、中世説話文学である『宇治拾遺物語』にも受け継がれていることも指摘されている。

さらに、王朝文学とは異なり、説話文学には「説話」の採録によって、往時の言葉のみならず、物の見方や思考が内在し、往時の社会情勢が読みとれるとも想定されているようである。

では、すでに基礎的作業によって表わした『日本靈異記』や『今昔物語集』に現われた〈鬼の群像〉と同じような思考をもたすく鬼〉たちが表現されているのであろうか。^{註②} それとも、中世社会の情勢下で古代の〈鬼〉たちとは異なったものとして、『宇治拾遺物語』の中から〈鬼の群像〉が醸成されていったのであろうか。

そこで、『宇治拾遺物語』に描かれたく鬼〉たちを抽出しながら、同物語にみるく鬼の群像〉の特質を提示することにしよう。ただ、ここでは、『宇治拾遺物語』に現われたく鬼〉たちをそのまま明示するにとどめる基礎的作業のみとしたい。『日本靈異記』や『今昔物語集』に現われたく鬼の群像〉の特質を抽出したにとどめたのと同様な意図によるもので、ここではく鬼の群像〉の考察はさげたい。

なぜなら、古代から中世へ、中世から近世へとく鬼の群像〉が、文学の世界の中で変容するものであるか、否かは、その変遷を辿ることによって提示し得るものであり、その提示された基礎的作業であるく鬼〉たちの時代的分析によって、く鬼とは〉という課題が考察し得る—すでに『日本靈異記』と『今昔物語集』に現われるく鬼の群像〉の分析の際に明示したとおりである—と考えている。

では、『宇治拾遺物語』に現われるく鬼〉たちがどの程度存在するのかをみることにしよう。

『宇治拾遺物語』に現われたく鬼〉たちは、巻一ノ三の「三、鬼に癩とらるゝ事」にはじまり、巻十五ノ六の「一九一、極楽寺僧施仁王経験事」までの十一となる（見落しがなければ、第一表に示したようにそれぞれのく鬼〉の数は、記載のとおりとなろう）。

まず、巻一ノ三の「三、鬼に癩とらるゝ事」からみていく。

これも昔、右の顔に大なる癩(にぶ)ある翁ありけり。大かう(高)〔じの程なり。人にまじるに及ばねば、薪をとりて世をすぐるほどに〕山に行ぬ。

という文章ではじまり、翁が鬼と出会うた折の想いが記述されている。すなわち、

人のけはひのしければ、すこしいき出るこゝちして、見いだしければ、大かた、やうへさまなるものども、あかきいろには青き物をき、くろきいろには赤き物をたふさぎにかき、大かた、目一(ひとつ)ある者(もの)あり、口なき者(もの)など、大かた、いかにも言ふべきにあらぬ者ども、百人ばかりひしめきあつまりて、火をてんのめのごとくにともして、我(わが)みたるうつほの木(き)のまへに、ゐまはりぬ。大かた、いとゞ物おほえず。

むねとあると見ゆる鬼、横座(よこざ)にゐたり。うらうへに二ならびに居なみたる鬼かずをしらず。そのすがた、おのへいひつくしがたし。酒参(さけまじり)らせ、あそぶありさま、この世の人のする定(ちやう)なり。(下略)。

とあり、翁が見たく鬼〉たちの容態が記載されている。長文に亘ったが、この記載には、〈赤色に青色の物(衣裳)を着て、黒色に赤物の股引をまとった鬼〉のすがたが明示されている。そして、その〈鬼〉たちとは、一つ目の鬼、口なき鬼などであり、百人程がひしめきながら集まって、酒宴を催していたのである。

この巻一ノ三の「三、鬼に癩とらるゝ事」の記載は、後世の昔話に見える「癩とりじいさん」の原型であろう。この『宇治拾遺物語』以前の説話集にその原像を、現段階で見ることにはできないことから、中世に成立した〈昔話〉とも考えられよう。

このことはともかくとして、「鬼に癩とらるゝ事」の記述によって、鬼のすがたが窺える。すなわち、青色のものを着た鬼、赤色の股引をはいた鬼、一つ目の鬼、口無き鬼などの容態の鬼が百人ほどいたようである。

百人ほどの〈鬼〉たちとは違うが、巻一ノ一七の「一七、修行者百鬼夜行にあふ事」でも複数の〈鬼〉と出会ったことが記載されている。すなわち、『今昔物語集』と同様に、「今は昔、修行者のありける」云々という文章ではじまり、

不動(ふどう)の(ま)呪(まじ)をととなへてゐたるに、夜中斗(よなか)にやなりぬらんと思ふほどに、人々の声あまたして来る音す也。見れば、手ごとに火をともして、百人ばかり、此堂(この)の内に(ま)来集(きつど)ひたり。ちかくて見れば、目一(ひとつ)きたりなどさまへなり。人にもあらず、あさましき物どもなりけり。あるひは角おひたり。頭(かぶ)もえもいはずおそろしげなる者ども也。おそろしと思へども、すべきやうもなくてゐたれば、おのへみなみぬ。(中略)。

さて人どもに、「かゝるあさましき事こそありしか。津(つ)の國の、りうせんじと云寺(い)にやどりたりしを、鬼どもの来て、「所せばし」とて、「あたらしき不動尊(ふどう)、しばし雨だりにおはしませ」といひて、かきいだきて、雨だりに(あ)ついで(お)思(も)ひしに、肥前(ひぜん)の國の奥の郡(ごほ)にこそ居たりしか。

と記載されている。百人ほどの〈鬼の群像〉が描かれ、一つ目の鬼や角のある鬼の姿が明示されているのである。

さきの論稿で分析した『今昔物語集』の上巻第二十七ノ十三の「近江国安義の橋の鬼、人を食ひし語」で描写された鬼の姿・形の中に、「目一つあり」とある。^{註③}

〈一つ目の鬼〉の姿は、古代以来受け継がれていたことになろう。ただ、『今昔物語集』

には、〈角のある鬼〉の姿は描かれていない。

『宇治拾遺物語』に現われる〈鬼〉たちの姿は、巻一ノ三と巻一ノ十七で掲げたとおりであり、その容姿は、角の有無を除けば、ほぼ『今昔物語集』と同様であるが、二つの説話は『今昔物語集』にその源初を求めることはできない。言い換えると、『今昔物語集』には現われてこない説話であるといえる。同様なことは、『宇治拾遺物語』の巻四ノ八の「六〇、しんのみやうふきよみづでらへまゐる進命婦清水寺参事」と、巻十一ノ十の「一三四、日藏上人吉野山にて鬼にあふ事」でも〈鬼〉たちの姿が描かれている。すなわち、「進命婦」の説話には、

今は昔、進命婦若かりける時、常に清水へ参りける間、師の僧きよかりけり。八十のもの也。(中 略)。

こゝに弟子一人、進命婦のもとへ行て、このことをいふ時に、女、程なくきたれり。病者、かしらをそらで年月を送りたるあひだ、ひげ、かみ、銀の針をたてたるやうにて、鬼のごとし。されども、此女、おそる、けしきもなくして、いふやう、「とし比たのみたてまつる心ざし浅からず。何事にさぶらふとも、いかでか仰られん事、そむき奉らん。(中 略)」といふときに、(下略)

とあるように、「鬼のごとし」風体の病人の描写によって、〈鬼〉の姿のイメージが示されているといえよう。

また、「日藏上人」の説話では、〈鬼〉の姿が明瞭に浮き刻りされている。すなわち、

昔、吉野山の日藏の君、吉野の奥におこなひありき給けるに、たけ七尺斗の鬼、身の色は紺青の色にて、髪は火のごとくに赤く、くび細く、むね骨は、ことにさしいでて、いらめき、腹ふくれて、脛は細く有けるが、此おこなひ人にあひて、手をつかねて、なくこと限なし。

とあり、背丈七尺(2.3m余り)の〈鬼〉の姿・形とは、紺青の肌で、火のような赤色の髪の毛、あらわな胸骨、ふくれた腹、そして細い脛の〈鬼〉は、四・五百年以前には〈人〉であったことを日藏上人に語りかけているのである。

人が〈鬼〉へと変化した訳とは、「人のために恨をのこし」たためであるという。そして、敵の子々孫々まで「のこりなくとり殺しはてた」ために、〈鬼〉と化した我が身の存在に苦悩しているという、〈鬼〉の語りが描かれている。

このように『宇治拾遺物語』には、〈鬼〉たちの姿・形(容姿)を描写した記述が多い。〈鬼〉の現われる説話の数はすべてで十一話であるが、その内四話は〈鬼〉の容姿の記載である。

また、さきに見た巻一ノ十七の説話に描かれた「百鬼夜行」の記載と同様なものは、巻十二ノ二四の「一六〇、一條棧敷屋鬼の事」に見える。そして、この〈鬼〉の説話は、『今昔物語集』には見られないもので、『宇治拾遺物語』に現われる〈鬼〉である。すなわち、

今は昔、一條棧敷屋(物)に、ある男とまりて、傾城けいせいとふしたりけるに、夜中ばかりに、風ふき、雨ふりて、すさまじかりけるに、大路に、「諸行無常しよぎやうむじやう」と、詠詠じて過すぐる者あり。なに者ならんと思て、都おもひをすこし押し明あけてみければ、長は軒とひとしくて、馬の頭なる鬼なりけり。(中 略)。百鬼夜行ひやくきやぎやうにてあるやらんと、おそろしける。それより一條の棧敷屋(まぢきや)には、又もとまらざりけるとなん。

とあり、〈百鬼夜行〉の姿・形は、家の軒ほどもある背丈で、馬の頭をしていたのである。ここでも、〈鬼〉の容姿が窺えるが、すでに見てきた〈鬼〉の姿・形と若干異なる描写であることがわかる。

そして、『宇治拾遺物語』に現われる〈鬼の群像〉は、まったく『今昔物語集』の説話を受け継いでいないが、〈鬼〉の容姿は同物語集に描かれていたものである。このことは、『今昔物語集』に現われる〈鬼の群像〉が『宇治拾遺物語』へと継承されていったという事柄のみならず、古代社会でうごめいていた〈鬼の群像〉が、中世社会へと引き継がれていくべき同様な土壌で育っていることを示唆しているようである。

さらに、『宇治拾遺物語』に現われる〈鬼の群像〉は、鬼の^{へんげ}変化、人食い鬼、殺人鬼、そして鬼の^{すみか}住処について示唆するものがなかったといえる。

これが、『宇治拾遺物語』に現われた〈鬼の群像〉の特質であり、中世とりわけ鎌倉期の〈鬼〉に対する理念と考えられるようである。

では、同じ中世社会で成立した『古今著聞集』に現われた〈鬼の群像〉は、どのような特質を提示してくれるのであろうか。次に『古今著聞集』に現われた〈鬼〉たちについて分析を試みてみることにしよう。

註① 『宇治拾遺物語』（日本古典文学大系27 所収）

註② 奥野義雄「『今昔物語集』に現われる鬼の群像―鬼の究明のための基礎作業を中心に―（その一）」（『奈良県立民俗博物館研究紀要』第十五号 所収、1997年3月刊）

註③ 奥野前掲書

第二 『古今著聞集』に現われた鬼

『古今著聞集』は、鎌倉期中頃（建長六〔1254〕年）に成立した説話集である。『宇治拾遺物語』とは違い、成立年代とともに作者が橘成季であることも明確にされている説話集である。

また、『古今著聞集』は、全説話数の約三分の一ほどが鎌倉期のものであり、残りが王朝期のものであるといわれている。^{註④}

このような特色を示す『古今著聞集』は、視点をかえるなら、王朝期の説話の伝承がみられる一方、鎌倉期に醸成されてきた説話には、鎌倉期の社会的思潮が内在しているとみるべきかもしれない。

とりわけ、王朝期と鎌倉期の〈鬼〉の思考の違いの存否が窺えるかもしれない。言い換えると、王朝期と鎌倉期の人々の〈鬼〉に対する観念の一端を垣間見ることができるのではなかろうか。

では、〈鬼〉たちの現われる説話を第二表にまとめたが、次に詳しく『古今著聞集』に現われる〈鬼の群像〉を窺うことにしよう。

まず、『宇治拾遺物語』には現われなかった「鬼神」が描写されている。すなわち、「四一 聖宝僧正東大寺東坊に住み鬼神を退散せしむる事」に、

聖宝僧正、十六にて出家して、^{はじめ}始て元興寺にて三論の法文を^{まなび}学、後に東大寺にて法相・花嚴の法文を修学す。東大寺の東坊南第二の室は、本願の時より鬼神のすむとて、内作もなく、荒室となづけて住人もなかりけるを、此僧正いまだ若かりける時、居所のなかりければ、^{かの}彼室にすみけり、鬼神さまさまの形を現じけれども、かなはで終に去にけり。其後一門の僧、^{あひつぎ}相繼て居住して、修学今にたえずとなん。

とあり、東大寺東坊第二室に住む〈鬼神〉の描写には、次のような〈鬼神〉の特色が示されている。つまり、〈鬼神〉は、

- ①荒れはてた室（場所）に棲んでいる
- ②種々の姿・形に^{へんげ}変化して現われる
- ③聖宝僧正に退散させられるほどの〈鬼〉である。言い換えると、善鬼というよりも悪鬼に近いものである

という存在であったといえよう。すでに前稿で掲げた『続日本紀』に現われた役行者に使役されていた〈鬼神〉のイメージとは異なる。

そして、「一一七 鬼神菅原文時の家を拜する事」に描かれている〈鬼神〉のイメージとも相違する。すなわち、

いづれの年にか、^{てんが}天下に疫病はやりたりけるに、^{ある}或人の夢に、文時三品の家のまへを、おそろしげなる鬼神ども、みな拜してと^(は)をりけるを、「あれはなにといふことにて、かくはかしこまるぞ」ととひければ、「^い隴山雲晴^テ、李將軍之在^リ家^ニ、とつくりたる人の家をば、いかでかた^ら無礼にて過べき」とこたへけり。鬼神は心たしかにて、かく礼儀もふかきによりて、文をもうやまふにこそ。一道に長ぜる人は、むかしもいまも、かやうのふしぎおほく侍り。

とあり、恐しい様相を呈した〈鬼神〉は、一道にすぐれた菅原文時の邸宅前で拜礼する様子をみせた。この情況の描写によって、〈鬼神〉に対するイメージは、「東大寺東坊に住む鬼神」とは異なる。この相異なる点とは、

- ①「心たしか」であると述べられているとおり、正道な思惟をもったものである
- ②礼儀も深くわきまえているものである

ということで、恐しい容姿の〈鬼神〉ではあるが、正道な思惟を持ち、礼儀を保っている〈鬼神〉であったことが窺える。

二つの〈鬼神〉像を提示する『古今著聞集』には、『宇治拾遺物語』と相違する描写として、鬼の住处と鬼への恐怖にともなうイメージがある。「鬼間」「朱雀門」「鬼の島」がそれらである。

たとえば、「鬼間」についての記述を掲げると、「三八四 紫宸殿賢聖障子並びに清涼殿等の障子画の事」がそれで、そこには、

大内にては、此障子をみなはなちを^(お)かかれて、公事の時はばかりぞ被^な立ける。御秘藏の儀にて侍けるにや。建曆に閑院にうつされてのちは、すべてとりはなたる、事なし。又鬼間の壁に、白沢王をか^かれたる事は、昔、彼間に鬼のすみけるを鎮^{しづめ}られける故に、か^かれたる事は^{まうし}申つたへたれども、たしかなる説をしらず。

とあるのがそれで、〈鬼〉が棲んでいた場所が明示されている。

また、「四三二 朱雀門の上に女賊病隊の事」には、朱雀門を住処としていた〈鬼〉が描き出されている。すなわち、

いづれの比のことに、西京なるもの、夜ふかく朱雀門の前を過けるに、門のうへに火をともして待けり。この門には、むかし鬼すみけるときくに、今も住待にやと、おそろしさかぎりなくて過ぬ。(下略)。

とあり、〈鬼〉の住処として朱雀門が挙げられている。註②

さらに、「五九九 承安元年七月伊豆国奥島に鬼の船着く事」にも、

承安元年七月八日、伊豆の国奥島の浜に、船一艘つきたりけり。島人ども、難風に吹よせられたる船ぞと思て、行むかひて見るに、陸地より七八段ばかりへだて、船をとめて、鬼、繩をおろして、海底の石に四方をつなぎて後、鬼八人、舟よりおりて海に入て、しばしありて岸にのぼりぬ。(中略)。鬼は物いふことなし。其かたち身は八九尺ばかりにて、髪は夜叉のごとし。身の色赤黒にて、眼まろくして猿の目のごとし。皆はだか也。身に毛おはず、蒲をくみて腰にまきたり。身にはやう一の物がたをゑり入たり。まはりにふくりんをかけたなり。各六七尺ばかりなる杖をぞもちたりける。

とあり、〈鬼〉の住処と想定し得る島での出来事が描写されている。そして、この描写には、〈鬼〉の様相が詳しく記載されている。すなわち、身丈は八・九尺(2.6m~3m)程で、夜叉のような髪毛であった。そして、肌の色は赤黒で、猿の目のような丸い眼をしていたのである。

このような〈鬼〉の容姿が詳細に記述されるとともに、裸であるが、身体には水草のようなものを腰に巻き、ふちどりをしたものをまとっていたようであり、六・七尺ほどの杖を持っていたことが窺える。

『古今著聞集』に現われた〈鬼〉の住処である「島」を描写した話は、すでに『今昔物語集』下巻三十一の十二話と三十一の十六話にあり、とくに十六話の「佐渡国の人、風の為に知らぬ島に吹き寄せられし話」にみる船が島にたどり着く情況と似ている。註③

さらに、『今昔物語集』上巻二十七の十三話の「近江国安義の橋の鬼、人を食ひし語」で描かれている詳細な〈鬼〉の姿・形と共通する点がある。次に両者の共通する点を掲げてみることにしよう。

『今昔物語集』	『古今著聞集』
面は朱の色	身は赤黒
丈は九尺ばかり	身は八九尺ばかり
頭は髪は蓬の如く	髪は夜叉のごとし

『今昔物語集』と『古今著聞集』において、〈鬼〉の姿・形の共通点で、面と身の色は朱か赤黒かの表現の違いをみせるが、朱色系(あるいは赤色系)の〈鬼〉の顔・肌の色と言い得る。そして、〈鬼〉の身丈(約3m)と髪毛については、同一のイメージが定着していたようである。

この〈鬼〉の姿・形についてはともかく、〈鬼〉の住処は、島と荒れた室(部屋・家宅)と二つにとどまっているのが、『古今著聞集』の特色であろう。『宇治拾遺物語』では、〈鬼〉の住処はほとんど表現されていない。註④

この〈鬼〉の住処の描写の有無とともに、〈鬼〉に対する恐怖感の現われの一つとして『古今著聞集』では、「鬼のしわざ」と「鬼の足跡」の描写がみられるのである（『宇治拾遺物語』では、「百鬼夜行」があるが、「鬼のしわざ」や「鬼の足跡」の描写はなかった）。

いくつかある「鬼のしわざ」と「鬼の足跡」の説話の一つずつを次に掲げてみることにしよう。

まず、「五八九 仁和三年八月武徳殿の東松原に変化の者出づる事」にみる「鬼のしわざ」の話を繙くと、

仁和三年八月十七日、亥時ばかりに、あるもの道行人に告げるは、武徳殿の東の松原の西に、みめよき女房三人東へゆきけり、松下に容色美麗なる男いできて、一人の女の手をとりて物語しけるが、数剋をへて声もきこえずなり、おどろきあやしみて見ければ、其女手足おれて地にあり、頭はみえず。右衛門左兵衛陣に宿侍したる男、この事をきゝて、ゆきて見ければ、其かばねもなかりけり。鬼のしわざにこそ。次日諸寺の僧を請ぜられて、読経の事ありけり。（下略）。

と記述され、「鬼のしわざ」として、みめよき三人の女房の内、一人が鬼に喰い殺されていたことが挙げられよう。

次に、「五九〇 延長七年四月宮中に鬼の足跡の事」をみることにしよう。すなわち、延長七年四月廿五日夜、宮中に鬼のあとありけり。玄輝門内外、桂芳坊のほとり、中宮庁・常寧殿のうちなどにぞありける。大なる牛の跡にぞ似たりける。そのひづめのあと、あをくあかき色をまじへたりけり。一二日の間に次第にうせけり。北陣の衛士が見けるには、大なる熊、陣中にいりてすなはちみえず。其鬼のあとの中に、をさなきもの、跡もまじりたりけりとぞ。おそろしかりける事かな。

とあり、大きな牛の足跡にも似ている「鬼の足跡」が玄輝門内外にみられたというのである。また、北の陣内に熊が入り込んだが見えなかったが、幼い者の足跡がまじっていたという。

このように『古今著聞集』に現われる〈鬼の群像〉をみるかぎり、〈鬼神〉であり、恐怖心によって創り出されてきた〈鬼〉の足跡であったことになろう。そして、これら以外に、餓鬼の描写がある。

一方、〈鬼〉の住処として、島と鬼間が描写され、『宇治拾遺物語』に現われなかった〈鬼の群像〉を、『古今著聞集』から読みとることができよう。

註① 『古今著聞集』（日本古典文学大系84所収）

註② 『延喜式』にみえる「追儺」の宮中行事は、朱雀門などを行事の場所に用いてきたことと、〈鬼〉の住処の観念と無関係ではないかもしれない。

註③ 奥野義雄「『今昔物語集』に現われる鬼の群像—鬼の究明のための基礎作業を中心に—（その一）」（『奈良県立民俗博物館研究紀要』第十五号 所収）

註④ 『今昔物語集』で抽出し、表にまとめた中で、鬼の住処には、「墓穴」「葬送場所」「倉」、そして「島」などがあり、多岐にわたっていることがある。

ただ、『古今著聞集』に描写されている「荒れた室（荒れはてた部室）」は、『今昔物語集』にはみられない。

第三 『沙石集』に現われた鬼

『沙石集』は、無住によって弘安二（1279）年から弘安六（1283）年にわたって書かれた説話集である（弘安二年から六年までの間の三ヶ年間、執筆を一時中断していたので、実質的には起稿した弘安二年と脱稿した弘安六年の二年間が執筆した時期と考えられている）。^{註①}

また、『沙石集』は、「先年沙石集十卷在家ノ遇俗ノ為ニ草菴^(案)シテ侍シ」と自著の『聖賤集』に書きとどめている。

『沙石集』には、無住自身の仏教的思惟が投影しているとともに、起稿した弘安二年以降には蒙古襲来、恩師の東福寺開山聖一国師の死、そして後宇多天皇の詔による東福寺二世の座の辞退など公私ともにめまぐるしい数年を経たようである。

このことはともかく、『沙石集』には、無住自身が学んできた神仏に対する思考と往時の社会状況が反映していることは確かであろうが、鎌倉期後半の社会的な反映を〈鬼の群像〉から窺えるものか、否かも興味をひくところである。

では、さっそく『沙石集』に現われる〈鬼の群像〉をみていくことにしよう。『沙石集』の巻一から巻十までの説話の中で、〈鬼〉が現われるのは、十箇所である。そして、この十箇所の内、巻七には四箇所の〈鬼〉に関する描写がある。描写された〈鬼〉たちの説話は、第三表にまとめた。

また、『沙石集』に現われる〈鬼の群像〉の特色は、「悪鬼」＝「夜叉」、「鬼神」、「餓鬼」、「鬼畜」、「魔鬼」、そして「大鬼賊」という呼称であり、とくに「夜叉」の用語は、説話集での初見となろう。さらに、無住の仏教的思考をよく示す「餓鬼」は、『宇治拾遺物語』にもみられるが、「魔鬼」や「鬼畜」は、『宇治拾遺物語』や『古今著聞集』では用いられなかった表現である。

では、次にこれらの〈鬼の群像〉をもう少し詳しくみていくことにしよう。

まず、「悪鬼」＝「夜叉」については、巻一の「(三) 出離ヲ神明ニ祈事」に、
 我が粟散^{ぞくさん}辺地^{へんち}也。剛強^{がうがう}ノ衆生^{しゆじやう}因果^{いんぐわ}ヲシラズ、仏法^{ぶつぽう}ヲ信^たゼヌ類^{たぐひ}ニハ、同体^{どうたい}無縁^{むえん}ノ慈悲^{じひ}ニヨリテ、等流^{とうりゅう}法身^{ぽうしん}ノ応用^{おうゆう}ヲタレ、悪鬼^{あくき}邪神^{じやしん}ノ形^{かたち}ヲ現^{あらわ}ジ、毒蛇^{どくさ}猛獸^{まうじゆ}ノ身^みヲ示^しシ、暴悪^{ばうあく}ノ族^{うぢ}ヲ調伏^{てうぶく}シテ、仏道^{ぶつだう}ニ入^いレ給^{たま}フ。(中略)。次^{つぎ}ニ弥勒^{みろく}ノ御形^{ごかたち}ヲ現^{あらわ}ジ給^{たま}フ。「猶^{なほ}是^{こゝろ}モ叶^{かな}ジ」ト申サレケレバ、其^{その}時^{とき}当時^{たうじ}ノ蔵王^{ざうわう}権現^{ごんげん}トテ、オソロシゲナル御形^{ごかたち}ヲ現^{あらわ}ジ給^{たま}ケル時^{とき}、「是^{こゝろ}コソ我^{わが}国^{くに}ノ能化^{のうけ}」ト申^{まう}給^{たま}ケレバ、今^{いま}ニ跡^{あと}ヲ垂^{たれ}給^{たま}ヘリ。釈尊^{しやくそん}劫盡^{きやくじん}ノトキハ、夜叉^{やしゃ}ト成^{なり}テ、無道^{むだう}心^{しん}ノ者^{もの}ヲ取^とリ食^くテ、人^{ひと}ヲ勸^{すす}テ道心^{だうしん}ヲ起^たシメ給^{たま}フモ此^{こゝろ}心^{こゝろ}ナリ。(下略)。

とあり、「悪鬼邪神ノ形ヲ現ジ」で、「夜叉ト成テ、無道心ノ者ヲ取り食テ」という状況は同じ意識を表現していると考えられる。

この「悪鬼」「夜叉」と同じ意図（観念）で描写されているのが「鬼神」であろう。「鬼神」については、巻五の「(四) 慈心アル者鬼病^{まじやれ}ヲ免タル事」と巻七の「(一) 無^な嫉妬^{しやくた}ノ心^{こゝろ}人^{ひと}ノ事」に記載されている。巻五の(四)の説話には、「或僧綱^{るそうがう}、新羅^{しんら}明神^{めいじん}ニ参籠^{さんろう}ス。夢^{ゆめ}ニ見ケルハ、異類^{いるい}ノ鬼神^{きじん}、御宝^{ごほう}前^{まへ}ニ参^{まゐ}ズ」と記載されている。また、巻七の(一)では、すなわち、

譬^{たと}ヒ今生^{こんじやう}ニコトナル無^な咎^{とが}ニ、人^{ひと}ノ悪^{あく}ミアタムモ、先世^{せんせい}ノ我^{わが}咎^{とが}ナリ。自^{みづか}人^{ひと}ニ愛^{あい}セラル、

モ、先世ノ我情ナルベシ。サレバ人ヲ恨ル事無シテ、我身ノ過去今生ノ業トモ、心ガラトモ思テ、イカリ〔恨ベカラズ。世間ノ習、多クハ嫉妬ノ心フカクシテ、イカリ〕腹立テ、推シ疑テ、人ヲ戒ウシナヒ、色ヲ損ジ、顔ヲ赤メ、目ヲ瞋カシ、詞ヲハゲシクス。斯ルニ付テハ、弥ウトマシク覺テ、鬼神ノ心地コススレ、争カ ナツカシカラム。或ハ霊ト成リ、或ハ蛇トナル。返々モヨシナクコソ。(下略)。

とあり、「鬼神」の心とは、「人ヲ恨ル事」であり、「嫉妬ノ心」であると述べている。ここでの「鬼神」は、「悪鬼」に属する性格のオニガミ=キジンである。

一方、仏教的色彩の濃い説話にみえる「餓鬼」が、巻二の「(六) 地蔵菩薩種々利益の事」と巻七の「(二五) 先世房ノ事」に描かれている。

ここでは、巻二に描写された「鬼」についての記述は省略するが、「餓鬼」の記載を少し窺うことにしよう。説話の主題は、地蔵菩薩の加護によって救われんとする悪業の人々への救済である。「餓鬼」に関する記述に、

広キ野中ヲ遙ト具シテオワシマス程ニ、野中ニ、餓鬼ドモ幾ラトイフ数モ知ラズ有ケリ。其形ヲ絵ニ書ルニ違ズ。其中ニ、アル餓鬼ノ申ケルハ、「アノ讃岐房ハ我子ナリ。アレヲ養フトテ、多クノ罪ヲ作りテ、此報ヲ受テ、飢渴ノ苦ミニ責ラレテ、術ナク候ニ、アレ給リテ食候ハン」ト申ケレバ、「僻事也。是ハ汝ガ子ニ、少モ違ヌ別ノ者也」ト、仰ラル、ニ、「慥ニ我子ニテ侍リ。所モ父モシカヘ」ト、アキラカニ申ケレドモ、(中略)、猶、「哀ヘ」ト、餓鬼申セドモ、用ヒ給ハデ、遙ニ行過テ、「実ニハ彼ハ汝ガ母ナリ。汝ヲ養シ故ニ、カノ報ヲ得タリ。(下略)。

とあり、「実ニ此法師ハ、御許レアルニヤ」と炎魔王の御前で問われていた法師の親が、「餓鬼」として「飢渴ノ苦」を受けているのである。「母〔ノ〕孝養、能々営テ、カノ苦患ヲタスケ、己ガ後生菩提ノ為ニ、勤メ行フベシ」と地蔵菩薩が申されて早ばやと立ち去って、法師は蘇生したというくだりである。

この地蔵菩薩の霊験の説話には、〈餓鬼道〉に落ちた親への孝養と我が身の後生菩薩の勤行の話のみではなく、「或時、夢ニ鬼ニ取ラレテ行ケルヲ、此地蔵乞給ケルニ、鬼、『コレハ殺生ノ業ニヨリテ、地獄ヘ行ベキ者ナリ』ト申スニ」云々という記載のとおり、地獄の「鬼」のことが描写されている。

「餓鬼」以外にも、地獄界の「鬼畜」については、巻七の「(七) 人ヲ殺シテ酬タル事」で描かれている。

地獄の鬼の説話によって、「鬼」「餓鬼」「鬼畜」の存在観念があったことを知るとともに、『沙石集』に現われた〈鬼の群像〉には、『今昔物語集』以来の〈人喰い鬼〉、〈殺人鬼〉、また『宇治拾遺物語』と『古今著聞集』に現われる〈百鬼夜行〉の類の描写はなくなっている。さらに、〈鬼〉に関する住処や恐怖(想像も含めての)観念は、『沙石集』にはみられない。むしろ、人間的観念と捉えられる〈恨み〉と〈妬み〉が〈鬼化〉あるいは〈鬼神化〉する観念が醸成されているように見える。これが、『沙石集』の〈鬼の群像〉の把え方の特色であり、往時の〈鬼〉への想いであったのかもしれない。

註①『沙石集』(日本古典文学大系85 所収)

結びにかえて

古代の説話集に現われた〈鬼の群像〉の抽出と分析をおこなった後に、今回の中世の説話集に現われた〈鬼〉たちの実態の抽出によって、鎌倉期前半の成立と考えられている『宇治拾遺物語』と鎌倉期中頃に著わされた『古今著聞集』の間には、若干の差があった。たとえば、抽出した事実を提示すると、『宇治拾遺物語』にみられた「百鬼夜行」の描写は、『古今著聞集』では描かれていないのである。また、逆の事象として「鬼神」があり、『宇治拾遺物語』には「鬼神」にかかわる記述は見出し得ない。『今昔物語集』とのかかわりが深い『宇治拾遺物語』の特色ともいえるかもしれない。

一方、鎌倉期末の成立である『沙石集』と『古今著聞集』との間には、〈鬼〉たちの諸相に違いをみせ、「夜叉」「鬼畜」「魔鬼」などの〈鬼の群像〉が現われてきているところに『沙石集』の特色があると考えられる。

このように中世の説話集である『宇治拾遺物語』、『古今著聞集』、そして『沙石集』に現われた〈鬼の群像〉は、〈鬼〉の実像の一端を示すが、〈鬼〉の実像の全貌を明示するものではない。これはいうまでもないが、さきに触れたように、説話集以外の古代・中世の文学作品＝古典文学の中にも〈鬼〉たちは現われるからである。そこには、古代社会で、あるいは中世社会で醸成されてきた〈鬼への観念〉が息づき、〈鬼への想い〉が文学作品に投影されていることは確かであろう。

したがって、「鬼とは何か」という問いかけに明確に解答し得るためには、説話集以外のいわゆる古典文学に現われる〈鬼の群像〉を探っていくことが、今後の課題として横たわっているといえよう。ゆえに、「鬼とは何か」の明快な〈答〉を得るまでにはいたらない。この課題の究明は、もう少しさきで考えていくべきかもしれない。

(1998年2月8日 稿了 1999年2月7日第三 追加稿了)

第1表 『宇治拾遺物語』に現われる鬼

鬼関連の記述(内容)	所出 巻番号	鬼の所業などの分類										備考
		鬼神	鬼の变化	人食い鬼	殺人鬼	悪鬼・善鬼	鬼への恐怖	鬼の住処	鬼への想像	その他		
(三 鬼に煎とらる事) むねとあると見ゆる鬼、横座にあたり。うらうへに二ならびに屋なみたる鬼、かすをしらす。……未より、若き鬼一人立て、折敷をかざして、何と云ふにか、くどき、くせ)ることをいひて、横座の鬼の前にわり出て、くどくめり。……烏帽子は陣にたれかけたる翁の、こしによきといふ木きる物さして、横座の鬼のあたる前にをどり出たり。……横座の鬼よりはじめて、あつまりあたる鬼ども、あさみ興す。 横座の鬼いまく、「おほくの年比、この遊をしつれども、いまだ、かゝるものにこそあはざりつれ。	巻1/3									鬼の姿 ●	鬼とり ●	
(一七 修行者百鬼夜行にあふ事) 見れば、手ごとに火をともし、百人ばかり、此堂の内に集来ひたり。ちかくて見れば、目一つきたりなどさまざまなり……。 さて人どもに、「かゝるあさましき事こそありしか。津の国の、りうせんじと云寺にやどりたりしを、鬼ども来て、「所せばし」とて、「あたらしき不動尊、しばし雨だりにおはませ」といひて、かきいだきて、雨だりについ据ゆと思しに、肥前の国の奥の郡にこそ居たりしか。	巻1/17						百鬼夜行 ●			鬼の姿 ●		
(二八 袴垂合保呂事) この人のけしき、今は逃ぐとも、よも逃がさじとおぼえければ、鬼に神とられたるやうにて、ともに行ほどに、家に行つきぬ。	巻2/10							○				今昔25-7 にあり
(四五 因幡の園別当地蔵作さす事) 異土の物語す。「大なる鬼、二人きたりて、我をとらへて、追ひたてて、ひろき野を行くに、しるき衣きたる惱いできて、「鬼ども、この法師、とくゆるせ。我は地藏菩薩なり。…」とのたまふ程に、鬼どもゆるしをほりぬ。ねんごろに道教へてかへしつとみて、生きかへりたるなり」といふ。	巻3/13										鬼士の 大鬼 ●	今昔17-25 にあり
(六〇 進命焔河寺参事) 病者、かしらをそらで年月を送りたるあひだ、ひげ、かみ、銀の針をたてたるやうにて、鬼のごとし。されども此女、おそるべしきなくして、……。	巻4/8									鬼の姿 ●		古事談2にあり
(九一 僧伽多行羅刹園事) いかにもして、とくへ逃げ給へ。此鬼は、ひる三時ばかりは、ひるねをするなり。……女ども、たちまちに、たけ一丈斗の鬼になりて……。	巻6/9									鬼の姿 ●		今昔9-7 にあり
(一一二 大安寺別當女に嫁する男、夢見る事) いかなければ、この土器をさけて泣くやらんと思ひて、よくへみれば、翁の湯を土器ごとにもれり。打はりて鬼の飲ませんにだにも、のむべくもなき湯を、心と泣くへむせけり。	巻9/7										○	今昔9-8 にあり
(一一三 御打賢入の事) 御打一人、長者の家の天井にのぼりて、ふたりねる上の天井をひしへとふみならして、いかめしくおそるしげなる声にて、「天の下の顔よし」とよぶ。……鬼のいふやう、「この家のむすめは、わが領じて三年になりぬるを、汝、いかにおもひて、かくは遊ぶぞ」といふ。「さる御事ともしらで、かよひ候つるなり。ただ御たすけ候へ」といへば、鬼「いとへにくきことなり。一ことして帰らん。なんが、命とかたちといづれ惜しき」といふ。……鬼「さらば吸ふへ」と云時に、髻をかへて、「あらへ」といひて、ふしまるぶ。鬼はあよび帰ぬ。	巻9/8										○	
(一三四 日藏上人吉野山にて鬼にあふ事) 昔、吉野山の日藏の君、吉野の奥におこなひありき給けるに、たけ七尺斗の鬼、身の色は紺青の色にて、髪は火のごとく赤く、くび細く、むね骨は、ことにざしいでて、いらめき、腹ふくれて、腰は細く有けるが、此おこなひ人にあひて、手をつかねて、なくこと限なし。	巻11/10									鬼の姿 ●		
(一六〇 一條棧敷屋鬼の事) 辰は軒とひとしくて、馬の頭なる鬼なりけり。おそろしさに、顔を懸けて、奥の方へいりたれば、此鬼、格子押し明て、顔をさしいれて、「よく御覧じつるなへ」と申ければ、太刀をぬきて、いらばきらんとかまえて、女をそばに置きて待ちけるに……百鬼夜行にてあるやらんと、おそろしかりける。	巻12/24						百鬼夜行 ●			鬼の姿 ●		
(一九一 極楽寺園施仁王経験事) その聖の護法の、かくやませたてまつる悪鬼どもを、追ひ払得る也」と申とみて、夢さめてより、心地のかいのこふやうによければ、その鬼いはんとて、よびつるなり」とて、手をすりて拝ませ給て、禪にかゝりたる御衣を召て、かづけ給。	巻15/6						●					今昔14-35 古本談話52 にあり

第2表『古今著聞集』に現われる鬼

鬼関連の記述(内容)	所出 巻番号	鬼の所業などの分類										備考	
		鬼神	鬼の変化	人食い鬼	殺人鬼	悪鬼・首鬼	鬼への恐怖	鬼の住処	鬼への想像	その他			
(聖宝僧正東大寺東坊に住み鬼神を退散せしむる事) 彼室にすみけり。鬼神さまへゝの形を現じけれども、かなはで終りに去りけり。	41	●											
(西行法師大峰に入り難行苦行の事) 日食すこしきにして、うへ忍びがたきは、餓鬼のかなしみをむくぶ也。	57									●			
(鬼神菅原文時の家を拝する事) 或人の夢に、文時三品の家のまへを、おそろしげなる鬼神ども、みな拝してとをりけるを、「あれはなにといふことにて、かくはかしこまるぞ」ととひければ、……	117	●											
(源頼光鬼同丸を誅する事) あやしと見て、頼信に、「あれにいましめておきたる物はたそ」と問ければ、「鬼同丸なり」とこたふ。	335											●	
(紫雲殿賢聖障子並びに清涼殿等の障子圖の事) 又鬼間の壁に、白沢王をかゝれたる事は、昔、彼間に鬼のすみけるを鎖られける故に、かゝれたる事は申つたへけれども、たしかなる説をしらす。	384								●				
(巨勢弘高地獄妻の屏風を書き事並びに千体不動尊を書きて供養の事) 弘高、地獄妻の屏風を書きけるに、樓の上より棒をさしおろして、人をさしたる鬼をかきたりけるが、ことに魂入てみえけるを、みづからいひけるは、「おそろくは、我運命つきぬ」と。	387											●	
(朱雀門の上に女賊病臥の事) 夜ふかく朱雀門の前を過けるに、門のうへに火をともして待りけり。この門には、むかし鬼すみけるときくに、今も住侍にやと、おそろしさがざりなくて過ぬ。	432								●				
(菅笠翁が夢に故式部権少輔成佐地獄の苦を語る事) 久壽元年の春の比、おとゞの句当有忠が夢に、成佐鬼道にありといへども、人を苦しむ心なしとみたりけり。いかなりける事にか。	459											●	
(七條院の女房備後越前尾張等詞聞の事) 尾張が咳病をしてわづらひけるを、備後とぶらひとて、「なにをやみ給ぞ」といひたりける返事に、「嘘鬼病をやみ候ぞ」と、こたへたりければ、備後「さらばひんざうしを煎じてめせ」といひたりけり。	541											●	
(仁和三年八月武徳殿の東松原に変化の者出づる事) 右衛門左兵衛衛に宿侍したる男、この事をききて、ゆきて見ければ、其がばねもなかりけり。鬼のしほざにこそ。	589			●					●				
(延長七年四月室中に鬼の足跡の事) 延長七年四月廿五日夜、室中に鬼のあとありけり。玄輝門内外、桂芳坊のほとり、中宮庁・常寧殿のうちなどにぞありける。	590								●				
(延長八年六月右近の陣に変化の事) ひとに火をともしさせて、右近陣をいるとみる程に、まことにはなかりけり。これも鬼のしほざにやとぞける。	591								●				
(延長八年七月下野長用殿富門武徳殿の間に鬼神と出会の事) 火をともしたるものは、すりぎぬをきたり。長用神鬼にこそとおそれ思て、走避て殿富門のもとにいたりて、さきの所を見るに、火舌あまりばかりともしたる物みえけり。	592	●											
(承平元年六月弘徽殿の東欄に変化の事) 其比十ヶ夜ばかり、腕をよびて、八省院と中務省の東の道とのあひだに、人馬のこゑ、東にむかひておほくきこえけり。まことにはなかりけり。これも鬼のしほざにや。	593								●				
(天慶八年八月群馬の音の事並びに鬼の足跡等怪異の事) 同十日朝に、又、紫雲殿の前の桜の下より永安門まで、鬼のあしあと馬のあし跡など、おほく見えけり。	594								●				
(二七日の秘法に依りて琵琶玄象頭はるる事) 朱雀門のうへより、くびに繩をつけておろしたりける。鬼のぬすみたりけるにや。秘法のちからによりておろしたりける。	595											●	
(水鏡鬼五宮の御室に現はるる事) かわほりのつらに似たるまいて、御前に候けるを、「あれはなにものか容態ぞ」と仰られければ、「をのれは嘘鬼にて候也。水にうへたる事たへがたく候。……」	596											●	
(永安元年七月伊豆國島に鬼の船着く事) 行むかひて見るに、陸地より七八段ばかりへだて、船をとどめて、鬼、繩をおろして、海底の石に四方をつなぎて後、鬼八人、舟よりおりて海に入りて、しばしありて岸にのほりぬ。	599								●			●	
(台盤所御遊の風の初紅葉に就き蔵人永継即答の事) 例幣に、新中将宣經朝臣以下、職事どもまいて、出御まつ程、人々へ鬼間にあつまりみて、何となき物語しけるに、大盤所には、内侍共さらぬ女房たちも候りけり。	666								●				

第3表『沙石集』に現われる鬼

鬼関連の記述(内容)	所出 巻番号	鬼の所業などの分類									備考	
		鬼神	鬼の变化	人食い鬼	殺人鬼	悪鬼・毒鬼	鬼への恐怖	鬼の住処	鬼への想像	その他		
(三 出離ヲ神明ニ祈事) 剛強ノ衆生因果ヲシラス。佛法ヲ信セヌ類ニハ、同体無縁ノ慈悲ニヨリテ、等流法身ノ応用ヲタシ、悪鬼邪神ノ形ヲ現シ、毒蛇猛獣ノ身ヲ示シ、羸悪ノ族ヲ調伏シテ、佛道ニ入レ給フ。……釈尊却霊ノトキハ、夜叉ト成テ、無道心ノ者ヲ取り食テ、人ヲ勸テ道心ヲ起シメ給フモ此心ナリ。行人ノ信心深クシテ、心ヲ二慎ミ敬フ事アル時、利益ニアツカル。	巻第一 (3)		●	(夜叉) ●		●						
(六 地藏菩薩種々利益の事) 或時、夢ニ鬼ニ取ラレテ行ケルヲ、此地蔵乞給ケルニ、鬼、「コレハ殺生ノ業ニヨリテ、地獄ヘ行ベキ者ナリ」ト申スニ、地藏、「是ヨリ後ハ、止ベキ由教フベシ。任テ許セ」トテ、具シテ帰給ト見テ、一両月ガ程ハ殺生ヲ止タリケルガ、又本ノ如クシケリ。……其中ニ、アル餓鬼ノ申ケルハ、「アノ嶺峻房ハ我子ナリ。アレヲ奪フトテ、多クノ罪ヲ作りテ、此報ヲ受テ、飢渴ノ苦ミニ買ラレテ、術ナク候ニ、アレ給リテ食候ハン」ト申ケレバ、……猶、「哀ヘ」ト、餓鬼申セドモ、用ヒ給ハデ、遙ニ行過テ、…	巻第二 (6)								●			
(四 慈心アル者鬼病ヲ免タル事) 或僧綱、新羅明神ニ参籠ス。夢ニ見ケルハ、異類ノ鬼神、御室前ニ参ス。神官一人出向テ、「侍従ヲバ助ケ、式部ヲバ給レト仰也」ト云。	巻第五(※) (4)	●										
(一 無嫉妬心人ノ事) 斯ルニ付テハ、弥ウトマシク覚テ、鬼神ノ心地コンスレ、争カナツカシカラム。	巻第七 (1)	●										
(七 人ヲ殺シテ酬タル事) 彼レハ六道〔ノ〕怨ノ沙汰所、炎羅王界ニテ、俱生神ノフダ、淨殺利ノ鏡ニ引向テ理リテ、地獄・鬼畜ノ久シキ苦ヲ可受事ヲ不知シテ、只今訴人ナキ儘、殺生ヲ恐ヌコソ、返々愚ナレ。	巻第七 (7)									●		
(二〇 天狗ノ人ニ真言教タル事) 先徳ノ釈ニ、魔鬼ト云ヘルソ是ニヤト覺ヘ侍ル。大旨ハ鬼類ニコソ。真実ノ智恵ナクテ、執心偏執、我相驕慢等アル者、有相ノ行徳アルハ、皆此道ニ入也。	巻第七 (20)					●						
(二五 先世房ノ事) 悪業ハ苦業ヲ感ス。苦業皆心ヨリ出タリ。一ノ水ヲ人ハ水トミ、餓鬼ハ膿河トミ、魚ハ室宅トミ、天人ハ瓊瑤トミル。	巻第七 (25)									●		
(一五 ラコガマシキ俗事) 大ノ男ノ貌大ナル疵アリケルガ、「名ヲバ鬼九郎ヲリワツカム」トゾ云ケル。	巻第八 (15)									●		
(一六 魂魄ノ俗事) 「此ハイカニ」ト云レテ、「アレハ、ナマシク候時ハ、クダグツト申。ヒテ候ハ、ヒヨリヒツト申」ト云ケレバ、サモアラムトテヤミヌ。鬼九郎ニハ似ズ魂魄トナリケリ。	巻第八 (16)									●		(註)「魂魄」については、同巻の17にもあり。
(六 強盜法師道心アル事) コトサラニ戒ヲ破テ外ヲカザルヲバ、五千ノ大鬼賊々ト云テ、其足ノ跡ヲハラフト注ニハ説リ。可恐々々。行徳ナクシテ空ク施ヲ受ルハ無間ノ業トナム。心アラム人恐ベシ。	巻第十(※) (6)									●		

—奈良県立民俗博物館研究紀要 第16号—

発行日 平成11年3月30日

発行所 奈良県立民俗博物館
大和郡山市矢田町545 (大和民俗公園内)

印刷所 (株)ヨシダ誠宏社